

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 23 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 23 年 12 月 14 日

午前 9 時 30 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 99 号 有田川町都市農山漁村総合交流促進施設体験作業棟条例の制定  
について

2 出席議員は次のとおりである (16 名)

1 番	増 谷 憲	2 番	堀 江 眞智子
3 番	橋 爪 弘 典	4 番	東 武 史
6 番	前 勢 利 夫	7 番	湊 正 剛
8 番	佐々木 裕 哲	9 番	森 本 明
10 番	殿 井 堯	11 番	坂 上 東洋士
13 番	新 家 弘	14 番	西 弘 義
15 番	中 山 進	16 番	竹 本 和 泰
17 番	亀 井 次 男	18 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (2 名)

5 番	岡 省 吾	12 番	楠 部 重 計
-----	-------	------	---------

4 遅刻議員は次のとおりである (1 名)

2 番 堀 江 眞智子

5 会議録署名議員

4 番	東 武 史	16 番	竹 本 和 泰
-----	-------	------	---------

6 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の氏名 (20 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	会 計 課 長	西 尾 幸 治
総 務 課 長	山 田 清 美	企 画 財 政 課 長	武 内 宜 夫
消 防 長	前 田 英 幸	福 祉 課 長	大 方 肇
環 境 衛 生 課 長	河 島 一 昭	住 民 課 長	楠 伸 二
税 務 課 長	高 垣 忠 由	建 設 課 長	東 信 行
産 業 課 長	福 原 茂 記	地 籍 調 査 課 長	山 本 泰 司
水 道 課 長	前 守	下 水 道 課 長	東 敏 雄
教 育 委 員 長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂
こども教育課長	坂 上 泰 司	社 会 教 育 課 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長	山 下 時 克	書 記	林 美 穂
---------	---------	-----	-------

平成23年第4回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	殿井 堯	①湯浅分水について ②来年度に向けて
2	前勢利夫	①T P P（環太平洋経済連携協定）問題と中山間地域自治体としての対応を問う ②自然エネルギー確保、開発についての取り組みを問う ③12号台風についての復旧対応を改めて問う ④第1次有田川町長期総合計画（平成19年至28年…10年間）の見通しをどうすすめるのかを問う
3	佐々木裕哲	①水道料金及び湯浅分水契約について問う ②観光施設巡回バスの今後の運行予定を聞く ③部長制度に伴う管理職の仕事内容を聞く
4	森本 明	①防災対策について
5	増谷 憲	①平成24年度予算編成にあたって ②公共交通の整備について ③職員の健康管理について
6	堀江眞智子	①社会教育について ②スクールバスの運行について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（新家 弘）

おはようございます。

5番、岡省吾君、12番、楠部重計君から欠席の届け出が、また2番、堀江眞智子君から午前中欠席の届け出がありましたので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか19人であります。

なお、町長から1件の追加議案が提出されております。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（新家 弘）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり6名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 10番（殿井 堯）……………

○議長（新家 弘）

10番、殿井堯君の一般質問を許可します。

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

一般質問に入る前に、通告している一般質問について、1番目の湯浅分水についての質問は3番目に、そして2番目、3番目に質問しているものを1番目に、こういうふうな形成でやりたいと思いますけど、議長の許可をいただきたく存じますので、議長、その点よろしく願いいたします。いかがなものでしょうか。

○議長（新家 弘）

はい、許可します。

○10番（殿井 堯）

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。順番を入れかえて、2番目の質問を最初にやらせていただきます。

まず機構改革、それと大型事業の質問になりますけども、この機構改革と大型事業の質問は連帯してやりますので、まず町長並びに補足答弁される担当課長は、その質問内容をお聞きになって、そこで分けて答弁をいただきたいと思います。質問内容に入らせていただきます。

まず今年度、23年度の12月、これはもう今年の最終議会。行政のほうは3月で切りかえということなんで3月までであるということなんですけども、23年の最後の質問に当たりまして機構改革、我が町は今、そういう計画を立てて何をしてる最中のごさいますけども。3月に退職される課長は7名、機構改革によって部長に昇格されるのも7名、ただし消防関係、その部長階級の取り扱いですね、消防とそして行政局、だから9名の6級の部長として、これから来年度に向けて作成されます。

しかし、我が町が今計画してる大型事業については、その機構改革に当たってる課長がやめられて、それへ新規にまた機構改革によって部長を推薦するというふうになれば、異動とかそういうもんがあるので、この大型事業を妨げることはないかと、そういうふうな考えを持ってこの質問に及んでいるわけなんですけども。まずその点で担当課長なり町長にお聞きしたいのは、その機構改革をやった場合に、一応部長の6級扱いが9人となると。だから、その部長扱いに対しての支払い面ですね。月給問題は結局部長扱いやから6級になるんやから、課長の階級よりか余計に給料を払わんといかん。だから、機構改革をやるために縮小するっていうんじゃなしに、7人の来年度退職する課長が、その課長に対しての給料がなくなるから、全般的な給料は、職員に対して払っている給料が下がってくると。これはもう全く当たり前のことで、機構改革はやらなくても、その給料の現状は下がるのは当然のことです。ただ部長を昇任させるために6級の給料を支払うっていうことは、今の課長よりかその人数の分の給料が上へ上がってくる。だから一人頭のコストに計算した場合は、ひとつも機構改革を

やっても、その職員に対して払う金額は下がってない。もしくはその一人頭に対しての何は、賃金っていうんか、そういう給料面は、まだ一人頭に計算したら上がってくると。だから、スリムにする何のための機構改革か、スリムにするための機構改革じゃないのか。退職するために月給が下がった、それは機構改革とは別の問題です。だから、その時点で、結局6級の部長待遇の各部長に払う金額、今の金額と比べてどのぐらいの誤差があるんか、どのぐらい一人頭のコストを多く支払わなければならないようになってくるんか。

また、今度の3月の人事異動で、今やってるたいへん難しい大型の一番最終が24年、25年にかかわってきます。このときに部長を機構改革で異動した場合に、その今現在やられている大型事業がスムーズに進むかどうか、この点もお聞きしたい。だから、せっかく軌道に乗せてる、我々がやってる大型事業が、機構改革のために異動されて、仮に部長制を引いた場合、今現在やられている課長が退職せんとそのまま部長になれば、そういう事業はスムーズにずっといきます。しかし、その機構改革の異動によってこういうふうに変化されれば、全く今までの流れを読んでない部長、課長にその事業を与えた場合に戸惑いが出てくるんじゃないか。そこらも懸念されるんで、その点に対してでも町長の答弁をいただきたい、このように思うんで、まず1番目のその機構改革に対してどういうふうに対応されるか、これを一番目の質問とします。

まず、それから最後のほうに回させてもらった水道、湯浅分水ですね、この件はたいへん込み入った件でありますので、これをじっくりやらすために今議長の許可をもらって、最後のほうへずらしていただきました。

まず、平成14年、現在うちの有田川町、旧吉備町ですね、町長は平松さん。湯浅の町長は妻木さん。この間で平成14年2月19日に契約が結ばれています湯浅分水なんですけども、この分水の契約は89円。破格的な安い値段ですね。その89円で消費税を乗せて93円何ぼ。こういうばかげたと言ったらたいへん語弊がありますけども、一生懸命やってくれたと思いますけども、こういうだれが考えても、こんな89円で契約してどないなりますかっていうふうな、ほんまに最低額の金額で契約されてると。当然、我々はこの10年契約をなされている10年目に、来年度、24年にこれの契約の再契約をし直さんなん。この原価は89円で消費税入れて93円、この原価が正しければいいんです。うちの住民が汗水垂らして一生懸命に働いて、町へ水道代を払ってるのは147円ですよ。それを89円で湯浅のほうへ分水してると。隣の町なんで、決してもうけて分水するということは要らんとします、行政のことだから。ほやけども、原価を割って今分水してるんです。そのために住民が147円っていう高額なその水道代を払ってくれてると。ただ、そういうことで先般から2回か3回にわたって、我が委員会で湯浅に対して分水する、今現在原価は幾らほどかかってるんかということで委員会で質問して討論しました。今その討論をするのに、前で

座ってる水戸黄門みたいな人から、吉備は何やってるんなど。原価何ぼほどかかっているなど。それを議会が黙ってるんかっていうふうなおしかりも受けました。僕、当然のことやと思います。だから、89円の原価は、課長に言うて、今うちとしたら湯浅に送るために何ぼの原価がかかっているんかっていうことをお聞きしましたら120円31銭、これは原価です。120円31銭、これはあくまでも委員会資料の案分です。100%正しいとは言えません。だから、うちの町民に何してる正しい原価は幾らかといたら、124円ほどかかっています。だから、うちが湯浅分水へ送る水は、どんと川から上げてあたご山へ行って、あたご山から済生のあの向こうのほうで湯浅へつないでますね。

うちは、町民へ1軒、1軒渡してるから、124円ないし126円何ぼと、そういう原価がかかってくるのは当然ですけど、ただうちは湯浅へどんと水道をつなぐだけのことで、一応案分でなんですけども120円31銭原価。最低金額は120円31銭かかっています。それなのに89円、消費税入れて93円。これ10年間にわたって契約して、平成14年の2月から今現在まで至ってるわけなんですけども。そういうばかな原価の出し方は、どういうことでこういうふうになったかって、今の町長に気の毒な話ですけども、最初に冒頭に申しましたように、うちの平松町長、前町長ですね、名前出すんもいかなもんかと思えますけど、これはもうわかることなんで。そして今言った妻木さんの間でこういう契約を結ばれていると。だから、その契約は平成24年、もう切りかわるわけです。来年の3月が来たら再契約です。だから、10年間のスパンではなしに、今度3年ぐらいのスパンに置いて、厳格な原価をはじき出してから契約をしてもらいたいと。

この間も委員会で町長、副町長に御列席願いまして、その旨を伝えたわけなんですけども、うちの決して147円、湯浅が出してる金額は住民に対して117円、これは別に湯浅が出してるんやから、うちはとやかく言う必要はないです。ただ、うちが住民から汗水垂らして水道代を、147円っていう高額な水道料金をもろうてるということは、まずその原価をはじいて消費税を入れて130円、その利さばが147円の十何円というのは、いかにどのように使われてるか。水道料金っていうのは自主財源です。だから、東南海・南海地震が起これば、それに耐えられるようなパイプ、そのような予算、それを後で町長の答弁の中に、そういう細かい計算が、もしどういふふうになっているということがわかれば、そのとき説明していただきたいと。

ただ、その147円を取らんなんべきもんかどうかの、この質問の回答の内容もいただきたい。また、担当の課長において、今、有田郡の1市3町の水道料金はどのぐらいですか、どのぐらいになってますか。もし万が一、平成14年のときに正式な原価で湯浅の分水へ送ってたなら、過去9年間ですね、まだ10年なってませんので、過去9年間の間、どれだけの損失を与えてるか、どれだけの損害を与えているか、その負担は町民の肩にかかってないんか。この数字的な一応原価のはじき、その案分の委

員会の原価じゃなしに、町原価として、町は1軒1軒配分した原価ですが、その原価と後で数字的な、町長の答弁の後、補足で課長にその数字的なもんを出していただきたい。それでないと、余りにもこのままいけば、我が町民が汗流して147円の高額な水道代を渡して、うちが生産者側の有田川町でありながら、分水している湯浅のほうが水道料金が安い、こういう小売り屋より問屋が高いつて、こういうつじつまの合わんことはないと思います。

なぜこれを再度言うかという、僕、結局、町長が今現在町長になられたのは、平成14年、この契約を結んだ後です。そのとき、多分、町長は議員として議会に出られたと思うんですけども、また僕もその平成15年に議員になって、16年の取っかかりにこの問題に触れたわけなんです。一般質問をさせていただきました。初めての一般質問で、今でも覚えてます。たいへん力が入ったなんです。ただ、ここまで突っ込んでいいもんかどうか考えました。そやけどきょうび、一生懸命に働いて、安いミカンをつくって、また一生懸命に給料をもらってる人が、その町の安全を保つために、町の考えた147円の水道料金を払ってるということを知って、我々有田川町議員として、こんな話をそのまま通過させて何さすというのはいかかなもんかと。だれの責任、かれの責任じゃなくて、それだったらせめて隣の湯浅のほうに原価、行政のやることで利益を求めてるんじゃない、原価ぐらいはもらわんと、我が有田川町の町民に申しわけない。そう思うのは、議員としての努めと違いますか。だから、ここらを十分検討して、今度の平成24年度の契約に、どのような契約を望んで湯浅と契約するのか、この決意とその内容を町長のほうから答弁してもらい、また数字的な過ちがあれば大変なことになりますんで、その数字的なことは補足で課長からの答弁をいただきたいと思います。

これで、まず第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。今回もまた6名の議員から一般質問をいただいておりますが、できるだけ丁寧にお答えをしたいと思います。

まず、質問にお答えする前に、さきの台風12号、15号、うちの町も道路、あるいは農地、林道、作業道、たいへん被害をこうむっています。若干まだ査定済んでないところがあるんですけども、今年中にはもう査定も終わります。これも査定の終わってないところはごくわずかでありまして、査定の終わった部分からできるだけ早く、復旧・復興の工事を発注して、皆さん方に御不便のかからないようにやっていきたいと思っております。

それでは、殿井議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、機構改革についてであります。

いろいろな面から殿井議員、御心配をしてくれていること、よくわかりますけれども。まず退職の後へ入れる部長がどうなという話でありますけれども、これはもう退職というのは定年制がある以上は必ずやってくることで、退職すれば、また新たな課長を選任していかなければならないということで、退職による支障とか、このことが大型工事に直接支障を来すようなことはあってはならないとこのように考えております。機構改革については、趣旨は大きく2つ分けて、意思決定の迅速化と職務職階の整理、この2つであります。

1つ目は、意志決定の迅速化ですけれども、これにはポイントが3つありまして、一定の権限を部長級におろすことによって、各部長と職員がアイデアと責任を持って所管する政策全般の立案に当たってほしいということでもあります。

次に、大局的な町の方向を議論する少人数の、今までは庁議ということで課長会でやってたんですけれども、これを大局的な議論をする場を少人数にして、時速かつ早くやりたいということで、今後、経営会議というのを少人数で、多分、部長級になると思いますけれども、設置をしたいと考えています。企画財政課については、事務局として年度計画や財源・人的資源の調整になることを想定しています。今までやってら、いろんな課にまたがって、各課長がいろんな所管したんですけれども、1つの部をこしらえることによって、統一的な形成をつくって、スムーズにみんなでいろんな企画立案ができるんちゃうかなということを思っています。

それから、組織、職務職階の話、殿井議員からも出ましたけれども、今の組織が課長級以下、主幹、次長とかいろいろ職員の約5割がこの役職を持っています。これは部長制にすることによって、この役職を2割から3割ぐらいに抑えて、実動部隊を多くこしらえられるんちゃうかなという考えを持っています。

それと同時に、各課を1つの部に配属することによって、いろんな時間外手当というのが非常に今多くなってきておりますが、これは部長にしっかりと命令をして、できるだけ部で手伝い合いができることが必ず出てくると思いますんで、そういう方面からもこれからしっかりとやっていけるんちゃうかなということを思っています。

それから、公共工事についてでありますけれども、今、間もなく金屋庁舎がこの19日に竣工式を迎えます。それと同時に24年度中、若干外構工事が残るんですけれども、これは完成することになってます。また、平成24年度から25年度にかけて、あさぎり周辺、それから吉備中学校、消防庁舎の新設、これ重なってまいります。たいへん財政的にも厳しい中で、大型工事がこの2年間に重なってまいります。これは非常に今、国のほうからいろんな指標を示せということで、もちろんその中で一番大事な公債費比率であるんですけれども、起債を全部使えば一遍に公債費比率が上がるということで、できたら皆さん方にも御了解をいただいて、財政調整基金をできるだけ取り入れて、公債費比率を上げないようにやっていきたいと思っています。

それから、26年度以降についても消防署の無線、これもデジタル化しなければな

らないし、防災行政無線も同時にデジタル化しなければならないというような工事も入ってきております。

それから、簡易水道施設にしても、生石を含め清水地域の継続事業、これもやっぱり水道というのはライフラインでありますんで、これもやっていかなければならないと。

また、町の公共施設につきましても、公民館等々もだんだんと古くなってきて、耐震化の進んでないところもありますんで、これも順次やっていかなければならないんですけれども、優先度の高いものからやっていきたいなというふうに考えております。

また、下水道につきましても、今後、起債償還や維持管理費の負担の増加、これも懸念されます。これもういつでも御指摘されてますように、できるだけ早く加入していただくように努力することはもちろんでありますけれども、これは下水道もやっぱり発展する町の重要な基盤整備であり、都市計画の趣旨に沿って着実にこれも進めていかなければならないと考えております。この下水道につきましても、受益者負担による積立金の活用とか、それから資本費平準化債というのがありますんで、これも活用しながら検討していきたいと思っています。

それから、また1市3町で平成33年度、ごみの焼却場の移転という大きな問題もありますんで、財政計画に基づいてこれをしっかりと、今後、この工事を進めていきたいなと思っています。

それから、湯浅分水の話でありますけれども、議員おっしゃるとおり、湯浅分水は平成24年3月31日をもって10年の契約が切れます。議員御指摘のとおり、現在は89円ですか、使っていただいているんでありますけれども、今後の契約については、今、湯浅町さんと協議中であります。この前も水道の単価、幾らかかかってるんよということで委員会の御指摘もありまして出させてもらったとおり、平成22年度のうちの給水原価というのは127円85銭であります。それから、平成10年から22年の平均で124円29銭、それから13年から平成22年までの10年平均は123円36銭となっております。ただ、この中には湯浅分水と全く関係のない河北地区も入った単価になりますんで、そういうもろもろのことを計算しながら、湯浅分水に送らせていただく給水原価というのが、これは大まかというか、案分比率で割った数字ですけれども、120円31銭が原価となっております。

それで今度の交渉に臨んでは、原価は絶対に割らないということで、でき得ればそれに幾らか利益をいただいて、交渉に臨んでいきたいと思っています。ただ、うちの水道料金、若干高いです。というのは、今、有田川町、いろんな下水道工事、あるいは道の新設等々で投資的な部分がすごくふえてきてます。それと同時に、もう配管も古いということで、各家庭へ送る配管も万が一に備えて、今新しく現在の配管に更新中でありまして、そういった設備的投資を含めて、147円という給水原価よりか高い単価になってます。そのことも御理解をいただきたいなと思います。また、詳しい

数字については、各担当課から答えさせていただきます。

○議長（新家 弘）

企画財政課長、武内君。

○企画財政課長（武内宜夫）

殿井議員の質問にお答えをしたいと思います。長の補足答弁をさせていただきます。

今回の来年4月1日の機構改革に際しまして、部長級に昇格するもの、今現在は2人おるんですけども、7名が昇格いたします。それで、現在につきましては、6級になる職員でございますけれども、清水行政局長と消防長が今も6級であります。それ以外に7人ということになります。新たに7人昇格するということになるのでございますけれども、7人を合わせまして、年間では340万円程度の人件費がふえる見込みでございます。ただし、この昇格する者の号級等々によっては、この数字が少し変わってくるということになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（新家 弘）

水道課長、前君。

○水道課長（前 守）

おはようございます。それでは、長の補足説明をさせていただきます。

ちょっと長のほうとかぶるところがあると思うんですけども、御容赦願いたいと思っております。

それでは、1番目に利益についてでございますけれども、現在、今長も言ったように、設備の新設、二元化については、もう去年終わったんですけども、耐震、また上水道の建物の新築とかというのがありますので、そのための建設資金を積み立てております。

それと2番目の分なんですけれども、1市3町の分の単価なんですけれども、これにつきましては基本料が違いますので一概には言えないんですけども、1軒当たり4人家族として1カ月30立米使ったとして、有田市では2,940円、湯浅町では3,673円、広川町では4,460円、有田川町では4,515円というような格好になると思います。

続きまして、9年間の差額ということなんですけれども、平成13年から平成22年までで371万1,848トン、湯浅のほうへ通水しています。そのときの原価が、9年間の平均単価が124円22銭です。売却が89円、これは税別ですけども、その差が35円22銭ということで1億3,073万1,286円という格好になっております。

以上です。

○議長（新家 弘）

殿井堯君の2回目の質問を許可します。

○10番（殿井 堯）

2回目の質問に当たらせていただきます。

まず最初、質問した機構改革と大型事業計画、これの質問に対して御答弁いただきました。

まず、なるほどなと思います。ただ心配するのは、こういう大型プロジェクトのときに、今、担当をなされてる担当課長並びに職員さんが、今度の機構改革とかそういう面で異動された場合、たいへん小規模な事業計画ではないので、やっぱり今手なれてやっている、なるべくならその職員さんにやってもらえれば、ミスとかそういうのは出にくいんじゃないかと。やっぱり違う分野から勉強をするのも、これはもう機構改革の1つで大いにやってくれたら結構なんですけども、ただ要らん苦勞をせんなんのじゃないかと。まず、今、担当部門をしている、担当部署のことを継続してやってもらったほうがいいんじゃないかという心配です。その心配は、多分職員さんらが申し合わせて一生懸命にやってもらって、継続しても心配要らんような状態にもっていただきたいという質問なんで、なるべくならこういう大型、今までない、有田川町にないプロジェクトをやってますんで、ましてこのプロジェクトが済んだ後、まだ、今、町長の答弁にありましたように、下水関係、まして今度は環境のごみ処理関係、新施設の問題も後に控えています。それらの大型プロジェクトをこなしていく担当の職員さんらがやっぱりしっかりその点、把握してもらわんと、並みのプロジェクトではないんで、我が町としたら大きな予算をかけて、156億余りの予算をかけて今やってきて、それを基盤ができて上昇へ乗っていると、そのときに機構改革。この機構改革が、僕は悪いとは思いません。存分腕を振るって、どんどんどしどしこういう改革をやって栄えるならば、この改革っていうのは反対する理由も何もないです。ただ、機構改革をやることによって、全然畑違いの人が来た場合、今までと違って課長が下にいて、部長が上にいます。その部長がすべて把握してなかったら、各課の課長にやっぱり言うことはできないでしょう。

だから、その機構改革をやった場合に、早い目にだけでも一応その天へ立つ部長ですね。部長はこの決裁権もあるんですよ。ある程度、部長の権限を持たすということならば、その部長が課長によって戸惑いを隠せんようなやり方でしたら、これ当然部長の下に各課長が何人かいてますんで戸惑うと思うんです。こういう点のないようにしていただきたい。それでないと、何のための機構改革をやって、何のために縮小して、何のためにこれから有田川町が推進して前へ前へ進んでいかんなんかということがわからんような状態になりますんで。そういうことなんで、まず、今7人退職される課長さん、これたいへんベテランな方も多し。たいへん有田川町に貢献してくれてる課長さんも多し。その課長さんがいなくなっても、後の継続してる、今度課長、部長になられる方が、その意向を引き継いで前へ前へ進めていただきたい。そのための機構改革であって、後進するような、後戻りするような機構改革であってはならん。この点だけ十分に町長として注意していただきたい。

また、きょうのメインである水道の分水の話なんです。今、担当課長からある程度の数字が出ましたけど、まず、この147円が高いとか安いとか、またもらい過ぎちゃうんかということは町の判断です。だから今、町長が答弁なされたように、今、うちは現在下水道、それに下水道の工事を発注するために掘削しますね。同じ工事をやるんやったら、今度は水道のほうも同じに埋めたほうが効率的に、だれが考えても安くなる、またそれで一層、同じにやるんやったら水道のほうもあわせてやったらええんじゃないかということわかります。そして最初の1回目の質問をさせてもらいましたけど、まず東南海・南海地震が起こった場合、それに耐え得る、もし地震で揺らいたときに、それは損失は全然ないということはないんですけど、それに耐え得る配管、今から準備して自主財源でやるんやから、その147円をもらったうちで一生懸命、今言われたように、金屋町でも水道関係の工事が2件、大きな水道が終わって、今度は生石のほうへかかるという話も聞いてます。やっぱり水は命、命の次に大事な水、これを赤字覚悟でやらんなん工事も十分わかってます。だから、そのための予備で今、住民に対して147円という高額をもらってます。だけど、これは説明すれば住民の人もわかってもらえます。このことについて、どういなくなということはないと思います。僕のきょうの質問の本質はそれではのうて、湯浅の分水です。

町長がまだ議員の時代に、さっきも申されたように、前町長と妻木町長の間で契約が結ばれてると、これ89円に。消費税入れて93円40銭。だから、89円の原価って、この原価はどこからはじいたんな。全くなあなあで、89円ぐらいでええやろと。有田川町の水は海までどんどん流れてる。それをくみ上げて、うちは原価がかかっている。それこそ、それをくみ上げるのに、ほっといたら流れるから、水はただちやうんかい、有田川町は。こういう解釈でこの金額が出てるとしたら、もってのほかです。だから、そこを強く、今、1回、2回、水面下で今、町長が、副町長が湯浅の町長、副町長なりに交渉段階で当たっていると。当然、売るほうは高く、買うほうは安く、これは世の中の常であります。常でありますけれども、こういう行政同士の感覚、隣の湯浅のことです、決して必要以上のもうけはもらわんとあかんやないかということも申してません。ただ、当時にはじかれた89円っていうのは、考えられん数字でしょう。

そのとき町長、町会議員におられて、この89円に対して何らかの違和感は抱きませんでしたか。多分、原価まで出してないと思うんです。やっぱりその点、我々って言うたら語弊ありますけど、おごった言い方になりますけど、我々の委員会では、これ激論しましたよ、2回も3回も。また職員ともけんかしましたよ。さっき冒頭で言われた、その前へ水戸黄門みたいな格好をして座ってる人でも、机をたたいて激論してました。だから、そこまで突っ込む必要のある要素の持った、この原価ということは、要素のもったものである。だから、これは町長に今質問をぶつけてるのは酷でありましょう。そやけど町長も一応そのとき議員なさってたんで、こういう問題にぶ

つかってたと思うんですけども、ぶつからんとそのまま通過したということはいささかちょっとおかしいっていうような感覚なんで。多分そのときに原価を計算するとここまで至らなんだと。トップ会談で湯浅の町長と旧吉備町の町長が、もうこのぐらいでいきましようや、水はただやけ、有田川は何ぼでも流れてますやん、おまんところそのまま流すんやったら、うちへちょっとすくってくれたらええだけのことで、89円もうたら御の字違いますかと。そやけどこっちだって生産側としても、いや、ただ流すんやったら、89円もうたらえらもうけやなっていうふうな考えじゃなしに、源水っていうのは、そこから川へパイプを打ち込んで。それも今、もとの源水から今こっちへ変えてますね、その変えたときの費用、そのまたパイプを使ってあたご山まで吸い上げるパイプを引く費用、またあたご山からこの済生の下あたり、また湯浅への分水に送る費用、これは絶対にただと違います。原価はかかっています。だから、その原価を、今度はその10年間の損失で、今、課長は何億と言いましたか。何億何ぼって言うた思うんですけども、その金額の損失というのは、我々民間の企業であれば、そんなこと許されません、はっきり言うて。だから、だれも損せえへんやないかというあいまいな考えで当時の契約を結んだと思うんです。だから、その今現在の町長にこれは責めてるん違いますよ。

今後24年度に契約するときには、しっかりした原価、我々委員会から水道課へ言うて、原価を出せと、湯浅へ独自で送っている原価、町の原価と込み入った原価じゃなしに、湯浅独自の原価を出せって言うて出したのが、この120円31銭、これはあくまでも案分ですね。というのは、同じ300、400のパイプの中に、湯浅へ送る水も流れてりゃ、有田川町の住民に対して送る水も流れてます。だから、これはなかなか原価を出せというのは難しいです。だから水道課にも骨を折らしましたけども、これコンサルを雇いもて、コンサルに案分、ある程度案分でなければ出せませんね、この原価というのは。同じところから引き上げて、同じようなパイプで同じところへ流すんですから。ただ違いは、住民のほうまで届かすか、湯浅とパイプを接続してるかだけの違いで、当然、その原価よりか湯浅へ送っている原価のほうが安くなって当たり前なんです。ただ、120円31銭に対してでも、やっぱり湯浅に送ってる水に対してでも、必要以上の利益はもらうべきではないと思います、お互い同じ町なんで。

でも、住民感情で141円を出している住民が湯浅へ89円で売ってると、湯浅の住民へ渡ってる水道料金が117円って、これ抜本的にぼんと来た場合に、うそやろと言うんです、これは当然のことやと思います。我々議員も、それは当然のことでしょう。何で小売り屋のほうが安い、これは町のシステムとか町の組織で決めてることやから、うちがどうということと言うわけにはいきません。有田市は安い、うちが3町合併する前に旧清水町が150何円、水道代、うちが147円の水道代、それで金屋は130円の水道代、これの真ん中をとって清水の水道代を下げ、金屋の水道代を上げてもらい、中とって147円、その147円の水道代をもらい、その町民が払って

くれているのに湯浅へ116円。感情的にですよ、湯浅は何ぼで出そうと、うちに関知する権利もないし、それは別に問いませんけど、住民の感情的に言うたら、やっぱりこれはいかなもんかと。そういうふうと思う。

またまして、我々住民から選ばれた議員であれば、そういうことを今度は見過ごすわけにはいきません。だから、今度は強い態度でもって、何ももうけてくれとは言いません。強い態度を持って湯浅との交渉に当たっていただきたい。ここらのもう一遍、答弁と決意を町長からお伺いしたい。どのような交渉を持って、どのようにやる。もし、そうせんとかそういうなんは議会と言うてもらわんでも結構です。原価はじけば、原価から勘定的に言うて、諸経費を引いて130円ぐらいになると。だから、底値は130円ぐらいになって、その130円をいかに湯浅と交渉して、もう譲れるところは譲ってあげたらええと思います。ただし、赤字まで出して譲ることは絶対にいかなもんかと思えますんで、この点もう一度答弁をお願いします。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、1点目の機構改革についての大型工事とのかかわり、殿井議員おっしゃられたとおり、できるだけ機構改革によって、それには支障を来さないように万全の努力をしていきたいなと思っています。

また、部長制にすることによって年間約、これは約ですけれども340万ぐらい人件費がふえるということでありましてけれども、必ず、僕この機構改革、部長がしっかりしてくれれば、残業代はこれ以上に減らせると考えておりますんで、そこら辺も御理解を賜りたいなと思います。ただ、機構改革によって一番大事なことは、町民の皆さん方に御不自由、あるいは御迷惑をかけるようなことがあってはならないということでありまして、その辺も含めて一生懸命に頑張っていきたいと思っています。

それから、湯浅分水の話でありますけれども、当時、僕も議員をしてました。その時代には、こういった今回みたいな単価も何も出てませんし、その当時からも吉備は147円ぐらいで売ってました。それで、もう昔のことへ戻ってもちょっとあれですんで、今回の交渉については少なくともコンサルに出してもらった湯浅分水に係る原価、それはもう絶対下回らないように交渉させていただきたいと、このように思っております。

○議長（新家 弘）

殿井堯君の3回目の質問を許可します。

○10番（殿井 堯）

まず、今、答弁をいただきましたんで、ある程度僕らも、ああ、そのとおりやな、そうやなど。ただ、原価を下回らんように必ず町長はやりますっていう議会で答弁をしてくれた以上、万が一、減価償却をはじいて消費税を乗せて130円になるとする

でしょう。130円になったときに、湯浅は、いや、それは困る、89円でもうてるのに、何で今回また130円までいくんなよと。この押し問答は必ず起きてくると思います。起きてきて当然です。そのときに、住民の感情を十分町長が把握して、とどのつまりに、それは変えませんが、それは売れませんでしたときに、町長はどう判断するか。やっぱり我々、有田川町の住民としたら、損してまで、何でそこまで売らんなんかっていうとここまで迫ってくると思いますわ。絶対これが一番最終的なネックなんです。そのときに町長は、89円のときに単価が出やなんだっていうような答弁をしましたけれども、出て当然なんです。出やんのが不思議なんです。

現実には、僕の後でこの問題も同僚の議員がまたやります。そのくらい、この89円っていう湯浅分水に対してのやっぱり危機感、これはおかしいんじゃないかということがあってこそ、この二人も質問に立ってるんです。最終的に、これは命の次に大事なお水なんで、さっきから何回も申してるように、そんなにきしゃくばって何が何でももうけたらなんってこういうことを言うてるん違います。ただ住民が納得できる、住民感情において。町長、もし万が一、いや、そらわしとこ、そんなんよう出せんで。現実には湯浅自体が広川町へも水売ってるんですよ、違いますか。漏水も20%ぐらい出してるんです。それは湯浅の事情なんで、うちは関係ないです。そやけど、うちから仕入れて、89円で買って、広川町へ水売ってるんです。それはどのくらいの数量を売ってるか、課長に聞かんとわからんですけどね。そういうことをやってながら、今度は仮に交渉で89円継続そのままで10年間やられたら、助かりませんね、これ。住民も黙ってませんね。だから、その点の向こうとの交渉はどないなるんか。湯浅は別に何ぼもうかって、うちが何ぼもうかって、そういうことは別にどうこうないと思います。湯浅は湯浅の事情でやってくれたらいい。ただ必要以上にもうけることは要りませんけども。万が一、湯浅自身が当然これ130円ぐらいの、諸経費を入れて、消費税入れて130円ぐらいの単価になったときに、それは町長あきませんで。89円でやってます、絶対この89円というのは出てきます。そのときの89円っていうのは、町長のちょっと議員をやっておられた答弁を聞きましたら、何の問題もなしにすっと通ってるちゅうことですわ。何の押し問答もないということでしょう。ただ、それを気つかんと通したっていうことでしょう。それは、やっぱり議会人として、我々町会議員としてでも、許されることとは違うと思います。だから、汗水垂らして147円を住民からもらってるんでしたら、なるべく住民感情を一番重んじてもらって、うちの住民が147円も出してきてるんやと。それには事情はありますよ。今町長が述べられたように、工事して、何して、パイプを埋めて、東南海・南海地震が来ても安全なように、それも一番よく配慮してわかります。

しかし、そこらを踏まえて、最後に町長が、仮に湯浅が、今10年契約っていうことになりますけども、いや、10年契約やったら途中でどんなことが起こるかわかりません。だから今、うちの町としたら3年ぐらいのスパンで切って契約してたらいい

ん違いますか。だから、そういう考えも当局にあると思います。10年というのは長過ぎます。

そこで、この契約を交わしたときに、契約のこの3条、この3条に、途中でも何が変わったら、そのときに話し合いしたらええん違いますかという何を出してますね。またそこで採算したらええんじゃないかということを出してますね。だから10年間、突っ張ってきたっていうのも来てるんですから、それは過去のことですから、それはいいですけど。今度は10年契約じゃなしに、3年契約ぐらい。どんな状況判断、どんな変化が起こるかわかりませんので、3年スパンぐらいで契約をして、そのときに湯浅から町長、副町長、恐れ入ります、うちの財政は苦しい。これは苦しいです、どこも苦しいです、うちの財政も苦しいです。ただ町長が予算のとり方がうまいんで、うちは156億、合併したんでそういう交付金をたくさんもらえて今の事業にかかっているわけなんですけども、苦しいことはよその町も、湯浅もうちも同じです。だから、そのときに湯浅はどのような条件で、どのようなふうに来るかわかりません。その決定権は、我々議員にはありません。でも決定権はないけど、住民の代表である我々は、必ず住民に対しても満足できるそういう契約を結んでいただきたい。

また、3年で、何ぼで、どのぐらいまで歩み寄れるか。もし万が一、130円、129円とか、126円、これじゃ契約できませんと湯浅が言うた場合、町長の決意はどうですか。そのときに、住民のためを思って、この条件は契約できません。これは契約条件やから、値切りとかそんなんで交渉せんでも、契約せなんだ場合はそれで終わりですね。契約してこそ続行がある、契約せんだら、もうその場で終わるでしょう。だから、そのぐらいの決意を持って、情に流されやんと、住民のためにどこまで決意をして、今度の24年度の契約に臨んでいただけるんか、最後にその答えを聞きたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

水道については、この前も委員会で申し上げさせていただいたとおり、案分計算で湯浅については120円31銭という給水原価が出てます。それに消費税を乗せて、最低でもそれだという強い意志で臨みたいと思います。

また、できなんだらどうなんのよということでもありますけれども、この水道法というのがありまして、いろいろ調べたんですけど、分水については何も締結しないということで、したがって、契約ができない場合については、3月31日をもってその給水義務が終わると考えています。

○議長（新家 弘）

以上で殿井堯君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 6番（前勢利夫）……………

○議長（新家 弘）

続いて、6番、前勢利夫君の一般質問を許可します。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

6番議員の一般質問をさせていただきます。

通告書質問事項に挙げていますように、まずT P P・環太平洋経済連携協定問題と中山間地域自治体としての対応についてを質します。

第2の開国論として大議論の渦中にあります本問題は、1939年、昭和14年に始まり、ナチスドイツ軍によるポーランド侵攻、1945年8月（昭和20年）、日本のポツダム宣言受諾に終わる、いわゆる第二次世界大戦の終結の反省の上に立って、一国の経済は対外活動を通じて国際経済社会に組み込まれ、外界からの影響を受けるとともに、外界に影響を与えて存立発展する原則にのっとり、対外経済活動の中で最も重要なものは貿易であり、自国経済の均衡発展を図り整備するのが通商政策、貿易政策であるとされています。これを国際協定により関税の合理化を通じて自由化の拡大を進めるべく設立されたのは1948年1月（昭和23年）のガット協定であります。ただし、ここで一番我々が想起しなければならないのは、当時、日本は連合国によって統治されておりました。日本国の独立国としての意思でなく、占領下にあることを条件に、このガットは無条件に日本が適用されることになったわけでございます。今申しあげましたガットは、国際貿易を律する規範としての機能を果たすべく出発したのでございますが、その後、1995年、平成7年、ガットを解消、さらなる自由無差別多角的通商体制。多角的通商体制とは、物品貿易だけではなく、金融、情報通信的財産やサービス貿易も含めたものであります。世界貿易機関、いわゆるWTOを新たに発足、現在153の加盟国を擁する世界最大の組織です。

この事実を背景に、今、問題になっているT P P・環太平洋経済協定とは何か。2006年5月（平成18年）、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国で締結された自由貿易協定を広く環太平洋地域全体に適用しようとするもので、これまでにオーストラリア、ペルー、アメリカ、ベトナム、ブラジル、続いてコロンビア、カナダ、日本が11月初旬、参加意向を表明していることは賢察のとおりであります。この協定の特色は、すべての品目を自由化し関税の撤廃とされています。日本国はWTOを最も尊重しておる国とされています。国土面積3,780万ヘクタール、森林面積2,512ヘクタール、その割合、実に67%、改めてこの国土の現実の中に1地域自治体としての本町の森林面積の割合は2万6,747ヘクタール、現時点での森林面積は恐らく変わってないと思うんですが、林家戸数、林業就業者数を質問に対してお答えください。

町当局も御賢察のとおり、種々振興活性化の手を打っていただいておりますが、正直申しあげまして現況は余りにも厳しさを超えて悲惨としか表現できないのは森林・

林業の実態でないのでしょうか。6番議員も事あるごとに問題として取り上げてまいりましたが、今回のTPPをそれなりに勉強させていただくことにより、対策なき自由貿易導入の恐ろしさを嫌というほど知らされました。戦後の復旧は、大量の木材を必要としたこと、加えて戦時中の乱伐のために輸入を余儀なくされた結果、さらに1964年（昭和39年）、丸太は関税無税、現在、製材合板の税率はどうなっているのか、関係機関から資料を導入、お答えください。

木材は、その生態からいって利用できるのには長い年月がかかります。その上、日本の山野は急峻なために、造林、撫育、伐採、出材等々に多くの手間がかかり、機械の導入活用が困難な状況が山積しており、不利な状況にあります。加えての大問題は、高齢化と極限的ともいえる後継者不足であります。自給率、この多い山野の中でわずか20%。問います。現時点での町内での素材出荷量、売上高、加工品の量、売上高をお答えください。

このままでは、日本国が持つ森林文化が滅びてしまう運命にあります。国破れて山河あり、山河が健全であれば、どのような困難が襲いかかってきてもはね返せることに今、私どもは目覚めるべきであります。そして、TPP対応については、木材は国家管理品目として守り通すよう、中山間地域自治体の住民挙げて国に要請行動を起こすことを提言します。見解を求めます。

なお、有田川町長期総合計画、有田川森林整備計画実施のための基盤の整備、担い手の育成確保、林産物の加工販売・流通の促進、森林の多面的利用の促進、活用の基盤となる地籍調査の充実と推進を提言し、見解を求めます。

農業とTPP関係を質します。日本農産物の大宗は、古代より米づくりであります。国家管理品目の1つとしても、現在77.8%の高率関税、キロ当たり348円の関税を現在ではかけていますが、今後、TPPの中で交渉を拒否することは困難と思考いたします。まず、米を初め果樹、雑穀、野菜等対象について、農林水産省はどのような試算を擁し、事に当たろうとしているのか問い合わせ、明示していただきたい。

また、食の自給率50%、最低でも40%達成を具体的にどのように実現するのか。農林水産省の試算では、この協定を無条件に入れた場合には、自給率は日本において14%になるということを農林水産省自体が農業計画の中で明示していることは事実であります。今の食の安全対策のため、輸入対策は万全なのかどうか。いずれにしても食中心としての米作は、日本文化の象徴としても堅持することは絶対的使命とも言える米作、その母体としての水田は守られなければならないのであります。この際、確認しておきます。町内における水田面積と休耕田、耕作放棄水田等、またミカン園、山椒園等、その他の畑地面積を明示していただきたい。

なお、山林同様、生産基盤の整備、経営生産体制の強化、担い手育成確保の推進、集団営農事業の推進を提言いたします。長の見解を求めます。

2つ目の質問に入らせていただきます。

自然エネルギー確保、開発についての取り組みをたします。

化石燃料、石炭、石油がもたらすCO<sub>2</sub>公害、第3のエネルギーとして開発、絶対安全のキャッチフレーズは、本年3月11日の東日本大震災により完璧に崩れ去りました。今、まさに再生可能な太陽光、風力、地熱、水力、植生（木材草木等）の活用によるエネルギーづくりが緊急な課題となると同時に、来年1月、再生エネルギー特別措置法の成立実現を迎え、買い上げ制度がより具体化することを踏まえ、当町においても既に取り入れ、稼働の風力、太陽光の充実に図るとともに、水力、ダム放流の活用、水路活用による小型発電等、木材、廃材を含め、バイオマスエネルギー等開発に積極的に取り組むことを提言すると同時に、専門知識、技術がこの問題については当然必要とするものであり、人材の確保、大学・高専等との連携、公的機関・民間機関との共同開発に積極的取り組み方を要請すると同時に、担当課については腰を据えて取り組みができるよう、万全を期すべきだと提案し、見解を求める次第であります。

3、12号台風についての復旧対応を改めて問わせていただきます。

本問題については、町のみならず県当局の果敢な対応によりまして、本町においては早く9月議会におきまして、思い切った補正予算を計上していただきました。また、県当局におきましても、700億円近い補正を組まれて問題に当たられまして、果敢な措置をとっていただきましたことに、改めて満腔の敬意を表する次第でございます。ここでお願いいたしておきます。今、まだ査定が終わっておりませんが、町行政範囲内、またまさに親子関係にあります県の行政管内における査定について、残りを一日も早く把握していただいて、きちっとした対応をとっていただくことを、この際、お願い申し上げます。

なお、清水行政局長あてに提出されている三田地区の状況につきましては、実情を正確に把握され、25年に実施される棚田サミットに支障のないよう万全を期してくださるようお願い申し上げます。

4番目に、第1次有田川町長期総合計画の前半5カ年が本年で終了。24年度から後期見直しが必要課題であり、対応準備に入っておられると存じますが、その経過について質しまして、私の一般質問、第1回目を終わらせていただきます。

○議長（新家 弘）

前勢君の一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。

10分間、休憩させていただきます。

~~~~~

休憩 10時50分

再開 11時01分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

前勢利夫君の一般質問を続行いたします。

執行部からの答弁を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前勢議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目、T P Pの問題であります。

これは今、国の中でたいへんマスコミ等においても議論がされているところであります。日本の将来を大きく左右する問題であると思っております。特に農林水産業、水産業や農林業を主とする我が町ではマイナス面が非常に大きいと考えられます。本町としても、反対の立場を貫き、その影響が最小限となるよう関係機関に働きかけたいなと思っております。

実は、このT P P問題というのは、野田総理が唐突に提案されたことから、全国の町村会でもこれは大きな問題になりました。それで全国の町村会というのは、約7割が我々のような地方であります。その中で全国の町村会はもちろんのこと、医療の関係、あるいはまた食の安全の問題等々、いろんな問題が浮かび上がってきております。国のほうは、この米問題についても戸別補償とか、あるいは今後、30ヘクタールぐらいの規模にして世界に太刀打ちするような農業スケールでやるんだという話も出てますけれども、特にこういった地方の水田を30町歩も固めて機械化できるんかと言えば、あるいは林業もそうでありますけれども、全くそれに対応できないということがあります。

ただT P Pについては、本当にこれ唐突に提案された部分がたくさんあって、野田政権、民主党政権になってから国と地方の協議の場というのを設けてるんですけれども、これもあんまり協議もなされない中で提案をされたということで、全国の町村会としては非常に憤りを感じて、今日までT P Pの参加については反対やという決議を3回、国のほうに出ささせていただいてますし、いろんな農林水産省からのデータもいただきまして、非常にデメリットが多いんじゃないかということで、恐らく今後もこのことについては反対を貫き通していきたいなと思っております。

その中で、本当に前勢議員おっしゃるように、昭和20年、敗戦を迎えて、今日まで非常に国民の御努力によって、一時は国際競争力も2番目まで上がることができました。残念なことに今現在、国際競争力というのは世界で27番目でありますけれども、非常にそういった国民の御努力によって見事に復興されたという経緯があります。これもよくよく考えれば、前勢議員が先ほどおっしゃられたとおり、国破れて山河あり、まさにそのとおりでありまして、やっぱりあの敗戦の中から山の木を切り、また植林をして、それで今日までこの日本国を支えてきたのがこの地方であります。恐らく中国とか韓国、今はもう山に木がないんで大変なことになってますけれども、そういったこの地方の努力が今の日本の経済であり、もちろん水力発電もそうあります。

そういったことから、支えてきたのは今のこの地方であります。この問題については、もう少し議論をしていただかんと、簡単に参加をされるということは、いろんなメリットもあると思いますけれども、できるだけいろんな協議をしてから、これは今、何でこれ今入らなおくれるって言うんか、我々には全くわかりませんが、今入らなおくれるという議論もおかしいと思います。このことについては、今後、いろんな組織を通じて、できるだけ話し合いをしながら、できるだけこのことについては反対の立場を貫いていきたいなと思っています。

それから、いろんな質問の中に数字を示せという項目がありました。これ、ほん最近の数字とは違いますけれども、ちょっと調べてますんで御報告申し上げます。御質問の本町における森林面積、これは本年度における県の資料によりますと2万6,989ヘクタール、林家戸数は、これは2005年の数字になります。ことしの新しい国調の集計がまだできてませんので、2005年度の数字になりますけれども1,176戸、林業の就業者については、これも2005年の国勢調査では50人ということになっております。

それからまた、製材・合板の関税につきましては、これ非常に多岐にわたっておりまして、輸入する国によっても異なります。いわゆる開発途上国からのやつについては無税か5%、そのほか平均すると、製材・合板の関税につきましてはおおむね6%から10%となっております。

それから、素材出荷量、販売額及び加工材出荷量、売上高については、確実な数字は把握しておりませんが、森林組合や各事業所に問い合わせた結果、素材では4,000立方メートル、7,440万円となります。加工材では310立方メートル、230万円となっておりますけれども、有田川町産材であるかの区別はちょっとできにくいという業者も多いようであります。

それから、もう1点お尋ねの長期総合計画等におきましても、林業振興を重要施策として挙げておりますけれども、議員御指摘のとおり、非常に厳しい状況であります。そうした中でも、森林組合を中心に作業道や間伐などの整備に取り組んでいただくことで、財産である豊かな森を後世に継承するとともに、今回のような災害に対しても森林の持つ多面的機能が十分発揮できるように、町としてもできる限り支援をしていきたいと思っています。また、この施策につきましても、総合計画に取り入れますんで、できるだけこれに沿った形で林業、農業の施策を次の計画にしっかりと入れていきたいと思っています。

また、地籍調査については、議員仰せのとおり、土地の有効利用のため森林等土地管理の基礎となる調査であると考えております。しかし、今後、境界等土地精通者の減少、また地権者の高齢化に伴い、調査に支障を来すことも予想されますので、早期完成に向けて調査体制の充実を図ってまいりたい。また、予算の確保にも努めたいと思います。

それと、続いて農業におけるTPPの影響でありますけれども、これは農水省の試算によりますと、生産量減少率は、米では90%、かんきつ類では9%、野菜については5%前後です。開発途上国からの輸入については無税であるため、大きな影響はないようであります。しかし、食糧自給率においては2015年に国のほうが40%から45%まで引き上げるといふ農水省の計算でありましたけれども、このTPPに参加することによって、この目標数値が大きく崩れて、農水省の計算では食糧自給率13%まで落ち込むと言われております。

それと本町の水田面積については366ヘクタールで、作付面積は197ヘクタール、休耕田と耕作放棄地については非常に線引きというのが難しいんですけれども、休耕田と耕作放棄地についてはあわせて169ヘクタールとなっております。それから本年、農業委員さんにも非常にお世話になって、現地調査とかいろいろなことで放棄地を調べましたけれども、放棄地については83ヘクタールとなっております。

また、ミカン園については2,068ヘクタール、中晩柑で346ヘクタール、山椒については100ヘクタール、その他スモモ、カキ、梅などで140ヘクタールとなっております。

農業には非常に厳しいTPPであることは明白であります。食の安全、議員御指摘の木材の国家管理品目化を含めて、県や町村会とも連携しながら対処するとともに、本町においてはどのような場合に生き残れるのか、足腰の強い農業育成に努めていきたいと思っております。そのためにも有田みかん、あるいは山椒のブランド化をより一層図り、高価格販売実現ができる経営体制の強化、そのことが経営基盤の強化、あるいは担い手育成にもつながると考えております。

それから、「きらめき ひろがる 有田川」の目標として、第1次有田川町長期総合計画5カ年を経過する中で、今後5カ年開始に当たり、どのように見直していくのかという御質問でありますけれども、後期計画の策定につきましては、前期計画でも行った住民の意識調査、有田川の通信簿として町内2,000人の方を対象にしたアンケート調査や区長会、商工会、森林組合への意向調査を行いました。本年度より13名の方に総合計画の審査委員さんをお願いして、今回は計画の作成についても審議委員さんに参加していただき、ワークショップ方式で意見交換を行ってもらい進めてきているところであります。現在、担当課から作成内容の確認更正を行い、来月予定の第4回の計画審議会へ提出する準備を進めているところであります。

それからもう1点、化石エネルギーがもたらすCO<sub>2</sub>、第3エネルギーとして開発利用されている原子力エネルギーの放射能汚染が現出、公害を及ぼしている昨今、自然再生可能エネルギー、太陽光、風力、地熱、水力、植生等の利活用は緊急の課題だという御質問であります。私もそのとおりに思います。

町は平成21年4月の人事異動のとき、新エネルギー推進係を設置し、鋭意推進に努めてまいりました。この間、二川小水力発電所設置に向けて占用許可を得るべく県

と協議を重ねて、ぜひとも実現をしたいと考えております。これ今、二川ダムの放水でありますけれども、毎秒0.7トン、二川では放水をしております。その水を利用して発電をすれば、年間1,700万円から2,000万円ぐらいの売電ができるということで、それも国の予算でその調査というのも既に終わってます。これ一番何が問題になっているかといいますと、このダムの放水をするにつくった配管といいますか、その水路、その費用の一部を負担せよという法律があります。この法律がちょっと厄介なことになってまして、これも国の補助金で大体幾らぐらいにんどのよということで計算をしてもらったところ、一時金で750万円ぐらいでいけるんちゃうかということで、これも今、県のほうと交渉中であります。もう少し早く県のほうから結果報告をくれる予定やったんやけど、さきの12号、15号台風で大変なことになって、県も職員がないんかさぼっちゃうのか知らんけど、いまだ明確な返事をくれません。

この間も河川課に電話をして、早く結果を出してくれと。今、原発の中で県も自然エネルギーを、物すごう推進しちゃうんちゃうんかと。せつかく、そんな放る水を使って我々がやるんやさけ、何とか早く結果を出してできるようにしてほしいと、今お願いをしているところであります。

また、22年度から家庭用の太陽光の発電設置補助金、これも町単独で出しております。現在まで累計で108件、平成22年度だけでも108件となっております。今年度もたくさんの方が申し込みをしてくれまして、多分今回の補正でもその予算というのを挙げさせていただきました。このため22年度では年間約90万トンのCO<sub>2</sub>が削減される見込みであります。さらに太陽熱温水器も見直されているということから、来年度以降、太陽熱を利用した機器の導入を促進するための助成制度を設けたいと考えております。

また、メガソーラー、これは委員会で長野県に視察に行ってくれたと聞いています。また、木質バイオマス発電なども、これから重視をして、再生可能エネルギー分野の制作に当たりたいと考えております。実は千葉山、このメガソーラーの話があって、県のほうから有田川町のどっか、ええ候補地ないかということで、千葉山の開発して放ってるところ、あれ約1丁4反ほどあります。そこと生石山のブドウ園、ここも申請したんですけども、どうやらブドウ園については、今の法律では農地へのソーラーは据えられないということであります。そのことで申請してたところ、住友系の会社のほうからメガソーラーをやりたいと。それで27日の日に会社が有田川町へおみえになって、そこを一遍見せてくれということで来ることになってます。それで、できたらそのメガソーラーについてもこの有田川町でやっていただけるのであれば、やっていただきたいということを交渉していきたいと思っています。

それから、12号台風については、9月1日から5日まで、清水地域を中心に大雨が降りまして、有田川やその支流で増水して、河川の護岸や河川に並行して走る道路

の路肩が決壊し、大きな被害をもたらしました。また、川口地区では、国道480号の山側が崩落して東川橋をふさぎ、一時孤立をしました。また、下湯川地区については、県道美里龍神線の路肩が決壊し、下湯川・上湯川地区で一時孤立をしましたが、仮設道路の建設により孤立が解消されました。国道480号の川口地区と久野原地区の復旧工事につきましては、通行どめの期間中、迂回路を通しまして応急工事により片側通行で今通れるようになってます。早く本復旧に向けて、また県のほうにも一日も早くお願いをしていきたいと思えます。

それから、被害状況については、農地災害が41カ所、農業用施設災害、これが6カ所、林道災害48カ所、町道災害17カ所、町河川災害31カ所、全部で143カ所、金額にして約10億1,000万円の被害額であります。県関係では、国道48号線の道路被害は6カ所、県道災害は12カ所、河川災害は45カ所です。道路、河川合わせて、この県、国関係については9億円ぐらいの被害が出ております。

復旧計画につきましては、農地、農業用施設は順次入札を行っております。また、用水路、田の復旧はできるだけ来年度の耕作に間に合うように工事を施工していきたいと思えます。林道については、1月から集落間を結ぶ路線から順次入札をしていきたいと思えます。町道についても、順次入札を行っており、1月に沼地区の6件、入札を予定しております。河川についても順次入札を行っているところであります。県関係では、国道、県道では一部を除いて12月中に発注の予定で、国道480号の久野原地区の災害も12月中に発注すると聞いております。河川についても、12月から1月でほとんど発注するとお聞きをしております。

また、三田地区の状況につきましては、県道美里龍神線の道路面に亀裂がありまして、県道の上部の農地も地盤沈下が見られ、地すべりの兆候が見られるため、有田振興局において現地調査を現在行っておるところであります。調査結果によって地すべり等の事業で対応していくと聞いております。いずれにしましても、平成25年、全国の棚田サミットがあつた棚田一帯で繰り広げられます。一応25年の11月8、9日に予定をしておりますけれども、それまでに工事が完了できるように、これはもう県に強く要望していきたいと思つてます。いずれにしましても、災害復旧ですので、一日も早く復旧ができるように努めていきたいと思つております。

押手地区の横谷で山腹崩壊が発生して、押手簡易水道施設が被災して、取水口が使えなくなり配水池まで土砂が流入しましたが、配水池は使用できる状況で残りました。具体的な改修方法は、急速ろ過等で濁りをろ過する方法が最善と考え、現在は国への認可申請について県と協議中であります。今後、早急に詳細設計並びに国への認可申請を行い、その後早急に工事を発注したいと思つております。

今現在、被害を受けたとて査定の受けてないところは、沼口の大きな崩落のとこと、五村の橋、それから沼地区の地すべりのところが、この3件が大きなものについてまだ査定ができてないと聞いてます。ただ、沼口については、この15日に国のほうから

査定に来てくれるということで、できるだけ災害復旧については早くできるように、これからも頑張っていきたいなと思います。

以上です。

○議長（新家 弘）

担当課長からの補足答弁はありませんか。

——答弁がないようでございます。

前勢君の再質問はございませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

私の質問内容を詳しく全文章で提示していますので、いつもではございますが、できるだけ再質問、再々質問は避けさせていただいておるんでございます。

今度は、そのT P P問題、これ今後の私たちのように、町長の答弁にもありましており、また私も非才でございますが指摘させていただきますよう、この問題はそう端的には11カ国によって解決できる問題じゃない。本協定が結ばれるまでには、かなりの日数がかかるだろうっていうことは、これはもうだれしも予想されることでございます。これを端的にすべてを自由化するということになりましたら、今申し上げましたとおり、また町長の答弁にもありましており、例えば日本のまさに豊葦原の瑞穂の国、米に対してですね、一番の主食にも決定的な打撃が出てくることはもう自明でございます。

また、日本の農業の特色は、もう私たちは毎日住んでおってわかるとおり、まさに一部の平たん地を除いて、ほとんどが中山間地域の棚田という形で存在しておるわけでございます。それは国土の保全と、まさに欠かすことのできない表裏一体にあるなんでございます。例えば、日本の水田は、田んぼは、いわゆる農家1戸につきまして平均2ヘクタールにすぎない。アメリカにおきましては、日本の200倍、豪州におきましては、日本の1,350倍、これだけのこの協定範囲内が締結されるとしたら、農業がやりやすい母体が基本的に違うわけですから、これは町長の答弁にもありまして、また全国町村会、議長会においても死活の問題として、もう3回にわたって反対の議決を鮮明にされておるわけでございますが、どんなことがあっても国家品目としてですね、米に確保されてることを原則にして、林業についてでも、農業についてでも、これを死守していただきたい。町村会の会長も特別諸策を出しておられますが、現在までにいわゆる日本の集落というのは既に1,500集落なくなっておる、それだけ厳しい条件にあるんです。

これ以上、田舎をなくならすっていうことはですね、現に清水地域においてもそのとおりで、あと5年、10年たてば消滅してしまう地域が、完全に現在17集落は既に26のうちで限界集落に来ておるわけです。どんなことがあっても基盤となる林業、農業だけは、私たちは命にかけてもこれを守らざるを得ないと、こういう時期に来て

おるわけでございますので、この点についての町長の決意を再度お願いするとともに、ほかの点につきましては、特に12号台風、人命の損失はなかったんでございますが、町長の果敢な放水量の県の要求に対して断固として守っていただいたおかげで、何とか二川ダムは守れました。しかし、あれ、県の言うとおりに、放流量をきちっと町長が許可しておりましたら、椿山ダムと同じ現象が起こっておることはもう確実でございます。そういう面からして、これを教訓にですね、県もその後、本当によくやってくれておりますが、二川ダム問題も含めて、本当に今後の対策ということを改めて真剣に、この質問の中では取り上げておりませんでした。2回目として要求しておきたいと同時に、三田地域につきましても果敢な対策をとっていただいて、これは県の管轄でございますので、やろうとしたら治山事業を入れていただかなければ、県道だけではどうにもならない問題がありますので、一層和歌山県の町村会長の實力からして県当局とも積極的により果敢にこの問題も完全に取り上げていただきたい。25年に、今申し上げましたとおりに、この地におけるいわゆる全国棚田サミットがあるわけでございます。十二分にその点、腹をくくって対応していただきたい、こういうふうに思います。

以上、2点について再質問をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

まず、TPPの問題、これは先ほども申し上げたとおり、農業・林業・水産業だけの問題じゃなくして、医療の分野、あるいは金融の分野、それから食の安全性の面からいってもまだまだ課題が多い。民主党の中でもこれは完全に意見が分かれております。そう簡単に参加をするということにはならないと思いますけれども、野田総理はこれは絶対やるんやというような強い意志を持っているようでもありますけれども、この問題については真剣に取り組んでいただけるように、全国の町村議長会も反対決議、これ3回やってくれていると思います。また、そこらとも連携をしながら、TPP参加の是非に向けて、国としっかりと議論をできるような場をまずつくっていただきたい。我々もわけのわからん間にどのぐらいのメリットがあるんか、デメリットがあるんか、議論をしないままに絶対参加のすることのないように、これからもいろんな関係機関とも協力をしながら対応をしていきたいと思っています。

それから、12号・15号台風、これ前勢議員おっしゃるとおり、県が2,100トンまで容認をするという話があって、急いで夜中に避難指示、あるいは避難勧告を出したんですけれども、このことについても大きな課題というか、問題点が残っております。ダム問題も含めてもう一回、今度の台風を検証しながら、しっかりとした安心な防災体制が、あるいは避難体制ができるように、これから万全を期してやってい

きたいと思います。

○議長（新家 弘）

以上で前勢利夫君の一般質問を終わります。

……………通告順3番 8番（佐々木裕哲）……………

○議長（新家 弘）

続いて、8番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

議長の許可を得ましたので、私、佐々木裕哲、質問させていただきます。今回は3事項について質問します。

まず第1番目の質問は、水道料金及び湯浅分水契約についてであります。

この質問は、先ほど同僚議員の質問と重複いたしますが、それだけ町民が関心を持っているとのことであり、答弁願いたいと思います。

私は、合併以前、初めて議員になったときから、常任委員会等で、湯浅分水についてどのように考えても矛盾するのではないかと再三言い続け、昨年9月議会においても質問し、町長が答弁していただいたことを再確認する上でもう一度質問させていただきます。

我が町の水道基本料金は、10立米当たり家庭用で1,470円、営業用で1,785円であります。それに使用量によっておのおの超過料金がプラスされるのですが、その水道水でも家庭へ送るためには設備費用や日常の経費もかかり、当然、水道原価というものが発生してきます。その原価は、平成14年より13年間の平均で見えますと、124円となっております。この原価に対して町民が使用する基本料金は147円となっておりますが、その金額の高い低いは今後の問題として、水道会計というのは独立会計であり、万一赤字になっても一般会計から補てんすることができません。そのときは水道料金を上げるしか道がないのです。そのような中、今後の運営に当たって、ある一定の余剰金も出るように運営していかなければならないと思います。

では、我が町の水道料金は、他町等と比較してどのようになっているのかといいますと、皆さん方も御承知のとおり、家庭用で月に30立米使用したとして、我が町は1,410円かかります。これはメーター使用料は含んでおりません。その我が町から一部水道水を送っている湯浅町は2,472円です。では、有田市はどうかといいますと2,700円です。では、和歌山県の大きな一番県庁所在地の和歌山市はどうかといいますと、3,360円となっております。湯浅町へは吉備町当時から湯浅分水ということで水道水を売っております。水は生活に欠かせないから、これはお互いにいいことです。しかし、原価124円、これはもう一般的な原価ということでさせていただきます。原価124円をマイナス31円の93円45銭で売買契約をされて

います。町民へは、原価プラス23円高の147円。幾ら自治体同士といえども、原価を切って売るということはおかしいのではないのでしょうか。これは経営学上、あり得ないことだと思います。水道課としては、湯浅町へは来年3月末で契約が切れるため、今後、今までのような契約はできないと言っていると聞いていますが、最終決断するのは町長です。契約更新時には、いかなることがあっても原価、この原価というのは124円のことです、下回ることはないように交渉していただきたいと思います。でないと、町民から不満の声が必ず起こってくると思います。その点、よろしく願いしたいと思います。

次に、第2番目の質問でございます。観光施設巡回バスの今後の運行予定をお聞きしたいと思います。

観光振興、来客増加、地域活性化のために、バス購入や運行費用等でこの3年間で国の補助金事業であるとはいえ、7,759万6,000円を使ってきた事業であります。結果は当初の見込みと大きくかけ離れ、だれもが知る不評が続いております。来年3月でこの補助金もなくなるのですが、やるとなれば一般会計、町民の税金でも使って行わなければならないのですが、今後、この運行計画をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。これは2番目の質問でございます。

次に、最後の質問に入ります。部長制度に伴う管理職の仕事内容についてお聞きしたいと思います。

この問題に関連して、ことしの3月議会において、私は何のための合併だったのか、今後の事務組織及び機構改革はということで質問し、そのとき町長は機構改革は金屋庁舎が完成すれば大幅にやりたいと答弁していただき、今まで私は関心を持って期待していました。その結果、この26日から部長制を発足するということになり、中身を見ますと、部長席がふえることにより若干管理職がふえるようになっていますが、当然当事者は手当、給料もふえることだし、私はいいことだと思います。しかし、管理職がふえ給料がふえただけでは、何の意味もなくマイナスだけです。いかに管理職としてどれだけの仕事をしてもらえるかの問題だと思います。

我が町のような小さな自治体で部長制を引くということは、私は画期的だと思います。民間企業でいえば、大企業の役員、重役の席だと私はそのように考えています。それだけ責任のある部長席なのです。ただ単に課長の上に部長の席を置いて、検印やいろいろただ座っているだけの仕事ではないと思います。それだったら、部長席は要りません。自治体の中には、部長制をやめたというところもあると聞きますが、原因は、それは組織というのをよく理解して運用できなかったのではないかと私はそのように思っております。どんな性能のよいパソコンでも、それをよう使いこなせなければ何にも意味がないのと同じで、機構改革でも同じです。中身がどのように変わり、動くかということなのです。

それで、部長、課長、それに準ずる室長の仕事はどうなるのか、その点、町民の皆

さん方も関心を持っていると思いますが、部長は自分の複数の担当課を管理し、課長の仕事も恐らく兼務することもあるでしょう。また、課長は一般職の重要な仕事の一部等も兼務すると思いますが、その点、この部長制により部長、課長、室長の仕事内容がどのようになるのかお聞きしたいと思います。それと、議場における一般質問等を、部長、課長、だれが行うのか、それもお聞きしたいと思います。

以上、3項目質問させていただきましたが、この水道等につきましては同僚議員ともダブりますが、もうダブるところは結構でございます。答弁は要りませんけども、その点よろしく、町長の答弁をお願いしたいと思います。1回目の質問を終わります。

○議長（新家 弘）

一般質問の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 11時46分

再開 13時01分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

佐々木君の一般質問を続行します。

執行部からの答弁を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、湯浅分水の件ですけれども、僕の方針とかそういうことについては、同僚の議員にお答えしたとおりでありまして、24年の3月31日をもって契約の期限が切れます。締結にならなかった場合についても、先ほどお答えしたとおり、契約ができればその時点で給水業務は終わったという判断をしております。

それともう1つ、給水原価に対して町民に売ってる単価、差がありますけれども、これは先ほども説明したとおり、あくまでも企業会計であるし、この水道区域内については、これからも道路あるいは古い管の更新に向けてやっていきたいということで、この点については住民に御理解をいただけるかなという感じであります。

ただ、先ほど議員がおっしゃったとおり、給水原価124円29銭、これは10年平均でありますけれども、この中で実は湯浅分水についての案分の単価というのが出てます。それが120円31銭であります。これを基本に、これを下回らないということで、今後交渉をしていきたいと思っています。

それから、2点目の巡回バスのお尋ねでありますけれども、巡回バスについては、2年前に国の経済対策の補助金、それと緊急雇用の補助金を受けて走らせていたんですけれども、現在、3月からの運行ダイヤを変更して、Aコース、これは藤並駅から

かなや明恵峡温泉4往復、Bコースについては、回送も含め3往復をしております。御承知のとおり、国の経済対策で実施したんですけれども、平成21年度から3カ年の事業として実施してまいりました。来年で、これ切れるわけなんですけれども、昨年度の利用実績は、Aコースで5,092人、Bコースで6,739人、合計1万1,831人ですけれども、本年度は各月とも横ばい、もしくは減少傾向にあります。11月末までの乗降客数は1便当たり、Aコースで平均2.6人、Bコースで4.3人となっています。平成24年度以降については、利用者が多く観光資源も豊富なしみず温泉ルートを存続させ、1台のみ運行したいと考えております。この1台の運行にしても、月曜から日曜までずっと運行していいのかどうかということは、今後いろんな方々の意見を聞いて、十分検討をしていきたいと思っております。

先日の産業建設常任委員会でも、いろんな御意見が出されているようでありまして、これも参考に今後の運行計画を立てていきたいと思っております。到底、今までどおり2台走らすということは非常に困難だと思っております。それで、その後の1台の運行につきましても、それはみんなと相談してですけれども、今まで走らせた中で、例えばうちの区まで来てくれるのかよとか、また千葉のブドウ園へ行けんのかよとか、いろんな意見が寄せられております。そういうものを踏まえて、あとの残りの1台は、また皆さん方にもいろんな意見を聞きながら、あとの1台の運行方法を考えていきたいと思っております。

それから、機構改革についてでありますけれども、この機構改革の趣旨とかそういうものについては、先ほど、これも殿井議員の質問にお答えをさせていただいたんで省かせていただきたいと思っております。ただ、機構改革については、非常に大胆というか、初めての試みでありますので、まず町民の皆さん方に御不便、あるいは御心配をかけないような方法で進んでいきたいと思っております。

部長、課長、室長の仕事内容と言うんですけれども、部長はもちろん部の統括をする、ある程度また権限を持たして、それから町全体の大きな方向性等々を協議する場にしたいと思っております。また課長については、これまでどおり所管する事務事業や予算、職員等について管理監督・進捗管理等を行います。今回新設する部長については、福祉保健、産業振興、教育、建設環境、住民税務、総務政策という大枠としての各分野の政策についての責任を負うことはもちろんでありますけれども、先ほど申したとおり、有田川町においての方向性、重点化事業等を考えて、各部に反映をさせていきたいと思っております。この点について、現在、予算編成の手法というのは、各課への枠配分方式、これもう2年間行っていますけれども、今後は各部への予算配分枠、人事配分等についても検討を始めています。

また、清水行政局には本庁各部に属する室を設けたいと思っております。室長は、本庁の各課長と部長と協議の上、所管する事務事業について管理監督・進捗管理等を行います。ここで清水行政局長は、清水地域の政策について方向性・重点化事業等を考

え、政策調整を行います。なお、議会答弁についてでありますけれども、もちろん基本的には部長が答弁することになりますけれども、質問内容によって課長が補足説明をする場合があると思いますので、それは臨機応変に対応をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（新家 弘）

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

再質問させていただきます。

かなり重複してる点もございますので、先般の殿井議員の言われたことで、大体答えもわかってたんですけども、私も去年の議会におきまして、町長は同じことを答えてくれてあったんですけど、その再確認ということで質問させていただきました。

まず、この湯浅分水についてですけど、私も以前、民間会社へ勤めていた関係上、これは相手ともいろいろと交渉もやっていかないかんし、交渉というのは相手ある以上、これはこちらの考えだけでは相手も同意してくれないことも多々あるし、それはもう難しいことはわかっております。しかし、どのような交渉でも、譲り合えるところまで譲っても、絶対これだけは越えられないという一線があると思うんです。今回の場合は水道の原価と思うんですけど、我々一般町民から見れば124円、この湯浅分水だけでは120円云々ということは言われてますけど、やっぱり町民から見れば、124円の原価というのがある以上、これの線だけはひとつ、これ以下で契約ということは絶対避けていただきたいと思います。我々自治体でございますので、それで金もうけするということでも、いつまた近隣市町村等がお互いに助けてもらわんなん場合もありますので、しかし原価だけはひとつ守っていただくようお願いしたいと思います。最終、先ほども言いましたように、決断、契約するのは町長でございますので、これは行政手腕と私は思っております。その意味でも、町長、ひとつ町民のために頑張っていただきたいと思います。

次に、この巡回観光バスですけども、今聞くと、清水便は残してやるということでございます。もちろん、これ大なり小なりの私自身も一般会計から費用が要ったとしても、今まで3年間走らせてる以上、またその人数がどれだけ乗ってる、少ないは別としてでも、全く空で走ってるわけではございませんので、これはやっぱりそれを楽しみに我が町へ遠方からでもバスに乗りに来てくれるというお客もございますので、それはもう今までどおりいかなくても、それは町民もある程度は許してくれるんではないかと思えます。それで、あとの1台につきましては、送迎用とかいろいろ考えているということでございますけど、できるだけ経費のかからないようにひとつ、また何であんな無駄なことやってんのということのないように、いろいろ担当課とも考えて現行のほう、これは私からのお願いですけども、そのようにいい意味で利用してい

ただくようにお願いしておきます。

それと、この3番目の部長制度に伴う管理職の仕事に思うんですけど、正味言いまして、民間、これも率直に私、自分の考えを申し上げます。それをどうかかあとか私が言うんじゃないですけど、民間企業の課長の仕事というのは、まず自分の担当課、部下は何十人おるんか別といたしまして、その課のここの予算はこんなもん立てて、このように計画して実行していきたいということを上司に、それは部長であり役員に皆申し上げるわけなんですけども、そのようにして、それで言うたからといってそれは実行させてくれるわけではございません。その上では、うちらであれば企画財政課というのは、もちろんそこでまたいろいろ全体のバランスをとりながら調整、部長及び役員で決めていくわけなんですけども、課長の仕事というのはそのような私は仕事やと思っております。それで、あくまで専門的な係の仕事というのは、これは一般職員とに分けてるんですけども、課長というのは一般この行政であろうが、どこの民間であろうが、課長になる方というのは、まず仕事経験、そして知識、やる気も豊富な方が、だから課長に選任されてるんじゃないかと思えます。だから、課長というのは、自分の課のことはもう必ずある程度の、それは細かいことは別としても、大体のことは把握してなければ、これはもう務まらないと思えます。ここにおられる皆さん方は課長さんですけども、課長に任命されたときには、一番悩んだことは、うれしい反面、いかにその課のことを自分なりに把握しようと、恐らく寝られんぐらい、私これ努力したと思うんですね。最初は、いろんなことがわからないから、当然わからないのは当たり前のことなんですけど、最初は知らない。こんなことわからん、ちょっとあの子に聞いてくれとか、またちょっと待って、また私が調べときますと、仮に町民の方に言い、またほかの町長や上司の方にそう答弁しても、それをもう何回も何回も後になってもまだわからんということになってくると、それは課長というのは当然そういう役責は務まらないと思うんですね。

それで、このたびのこの部長制度、この部長というのは、さっきも町長が言いましたように、複数の担当課を管理するわけなんです。だから、非常に責任が重いと同時に、私やりがいがあると思うんですね。この有田川町をどうにかしてやらんなんというのは、それが部長のやりがいあって、それが副町長や町長がまたがって光ってくるわけで、そこでまた盛り上がっていくんですけど、その点も十分考えて、今度の新しい人事体制が発表されると思うんですけど、その点、私たち議員も期待しておりますので、ひとつ十分いろんなことを考えて、この体制をつくっていただきたいと思えます。それで、この機構改革が、すぐやったから半年後にどう一遍に変わるというようなことは私はないと思うんです。少なくとも実績というのは、出てくるのは1～2年かかると思うんですけど。この今回やろうとしている行政改革、機構改革ですね、これが有田川町のこの小さなうちみたいな町で行われて、成功すれば恐らくほかの市町村からも物すごく注目されて、ひょっとしたら行政視察でも来てくれるよ

うに私はひとつ頑張っていたきたいと思っております。

前回いろいろごみの入札の問題等でも、うちもかなり注目されたこともありましたが、あのときにも今までやってないことをやるということは非常に、これそのときはいろんな問題もありました。ありましたけど、今思えばよくやって、それで有田川町のそのただ入札をしたからということよりも、町民自体がごみの分別、ごみのいろんなことの知識についても非常に興味を持っていただいて今日まで続いているということでございます。そのようにひとつ今後ともこの機構改革、行政改革、またこの部長制度、ひとつ立派なものにしてください。ただ、今は単に何々課の上に部長を置くというだけのことじゃなしに、ひとつ部長はすべて自分が把握する課をいろいろ管理し、その上に副町長や町長に進言していくということのひとつ完全なこの三角形のピラミッドの姿をもって論じていきたいと思えます。その点、最後に町長の決意を聞かせていただいて、私の一般質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、湯浅分水については、何回も委員会でも御報告させていただいてますとおり、給水原価、きちっと案分が出てますんで、それを下回らないようにして交渉をしていきたい。

また、巡回バスについても、1台は清水まで運行という計画をしても、あとの残りの1台については、またいろんな皆さん方の御意見、もちろん議会の御意見等々をお聞かせいただいて、よりよく経費の要らないように、また住民の方に喜んでいただけるような方法をこれから見出していきたいと思えます。

それから、また機構改革については、今回、大改革ということでありまして、部長を先頭に各課長、主幹、これある程度今までと違って、部長を置いてつながりのある課、今までやったらそんなに課同士で寄って話をするこつてなかったと思えますけれども、その部長の下の子については、ある程度いろんなつながりがありますんで、この時間外残業の問題にしても、そういう意味で部長を先頭に話し合える機会がこれからますますふえてくると思えます。そこらあたりをしっかりと部長を先頭にこれから話し合いを持つようにしていきたいなと思っております。

いずれにしても、冒頭に申し上げたとおり、機構改革によって町民の皆さん方に御不便、あるいは不信感を持たれるようなことがあってはならないと、そのことだけには徹底的に配慮しながら、よりよい機構改革になるように、職員ともどもこれからも頑張っていきたいと思えますんで、御理解を願いたいと思えます。

○議長（新家 弘）

以上で佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

……………通告順4番 9番（森本 明）……………

○議長（新家 弘）

続いて、9番、森本明君の一般質問を許可します。

9番、森本明君。

○9番（森本 明）

ただいま議長の許可をいただきましたので、9番議員森本、災害への備えについて質問をさせていただきます。なるべく簡潔にしたいと思いますので、少しの間、御辛抱をお願いいたします。

最初に、9月に和歌山県を襲った台風12号は、紀南地方で猛威を振るい、山崩れ、川のはらん等で52名のとうとい命が奪われ、ライフラインもずたずたにされました。つい最近、紀勢線も全線開通になったことは、皆様方も記憶に新しいことと思います。

この台風は、我が町でも道路の崩壊、山崩れで通行どめになり、町民の足を奪うことになりましたが、幸い道路状況は悪いなりに迂回路があったのがせめてもの慰めで、周辺住民にたいへんな御不便をかけたことは周知の事実でございます。中でも国道480号線、川口地内の山崩れは、構造改善事業でできたブドウ畑の農道を上がり、一部改修中の箇所もあったと思いますが、立石・伏羊地内は十数年かけて改修された県道境川線が通行できたことにより救われました。仮定の話でたいへん恐縮でございますが、崩壊場所がもう少し上流の地域であれば、同じ境川線を二川から上り、東大谷、谷、立石、伏羊、金屋と出ると最短のルートになります。今後の災害時のことを思い、つい先日、最近道路がよくなっているかなと思い、私も勉強のために走ってまいりました。十数年前と余り変わりなく、東大谷地内で防災用半鐘の立っている周辺道路、100メートルぐらいと坂道で鋭角に曲がる場所は中型でも通行できないと思われれます。谷地内では、一部改修された箇所もございますが、あと東大谷と同じくらいの距離の改修が必要ではないかと思えます。いずれも狭隘な上に簡易舗装のため道路の路肩に亀裂が入り、夜間では通行が非常に危険であると感じました。小さな集落の利便を置き去りにしないよう、早い改修を県に対し強く要望してください。

2点目は、町内の山間部で迂回路がないところについては、担当課で把握できていると思えますので、集落が孤立しないよう最善の注意を払っていただきたい。

3点目は、有田川と早月谷川の合流地点となる糸野地域の堤防は脆弱で、以前には一時県当局で改修の予定があったそうですが、現在では頓挫しているように思えますので、あわせてお願いしてください。また合流地点手前の市場地区の堤防は低いので、台風時に土のうを積み上げ、浸水を防いでいただき御苦労をおかけいたしました。この箇所は、町当局の担当だと思えますので、早急な対策が必要でないかと思えます。

4点目として、これから空気が乾燥し、季節風が吹き荒れる冬本番を迎えることとなりますが、火災を未然に防ぐべく各家庭の火災報知機、消火器の設置を100%に近づけるよう啓発活動にも力を入れていただきたい。また、災害等に備え、自主防災

組織のできていないところにも辛抱強く働きかけをしてください。私も皆様の御理解で庁舎4階でお世話になっておりますが、非常時に下におりる非常口さえ知りません。年に一度ぐらいの避難訓練は実施してもよいのではないのでしょうか。

最後に、台風の残務処理に追われている時期にいろいろ申し上げましたが、町民の命と財産を守り、安心・安全なまちづくりのために日々努力されている地元消防団を初め当局の皆さんに御礼申し上げますとともに、温暖化が進み、南海・東南海のこともございますので、なお一層の頑張りに期待いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

森本議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目に、立石から谷、東大谷にかける道路整備の件でありますけれども、実は9月21日、もう皆さん御承知のとおり、川口地区の東川橋付近で480号は崩落しました。それで、対岸の川口の集落、孤立したところがあったんですけれども、上流のつり橋を応急復旧いたしまして、24日には歩行者のみ通行可能なところまで持っていかしてました。また、国道480号の土砂の撤去は、22日から作業に取りかかり、若干日がかかったんですけれども、10月17日から片側通行、これは久野原の大崩落もそうであったんですけれども、今でもこれ片側通行です、するようになりました。その間、今回の迂回路に役に立ったのが、ブドウ畑を上がって谷へ抜けて、伏羊へ抜けて、吉田へ抜けるこの道路でありました。たまたま伏羊ー立石間については、おおむねその時期までに拡幅は終わってたんで、4トン車を含めて通行できたという非常にありがたい道路でありました。今年度中に伏羊地内で若干工事が残ってるんですけれども、恐らくこれももう24年度中までには小川ー谷間は完全に拡幅が終わると思います。

議員御指摘のとおり、谷から立石については本当に狭隘な部分、もちろん東大谷までも含めてそうでありますけれども、狭隘な部分ばかりであります。こういった災害について、そういったときに対応できるように、今回の教訓も踏まえて県に拡幅については強力をお願いをしていきたいと思っています。この谷から東大谷までではなくて、まだまだ危険な箇所、崩落すれば孤立する箇所がありますんで、これもやっぱり常に道路パトロールとかそういうのをかけて、また道がない場合であれば林道とかそういうのを考えながら、できるだけ災害時に孤立の起こらないような方法でこれからも頑張っていきたいなと思います。

それから、12号台風で有田川が増水して、有田川と早月谷川の合流地点、非常に低いところがあって、特に糸野側の畑が冠水をしました。この増水により、石垣の護岸が結構傷んでいるところもあります。これも早急に振興局の河川課へ河川修繕工事で

改修できるように現在も要望しているところであります。

市場側については、非常に糸野側よりも高く、護岸の上にパラペットというものを設置してるんですけど、川への昇降口があって、どうしても設置できない箇所もあることは事実であります。糸野側と同様に、これも県に強く要望していきたいなと思いません。と同時に、また河川の浚渫<sup>しゅんせつ</sup>、護岸も大事でありますけれども、浚渫<sup>しゅんせつ</sup>も非常に大事なことだと考えています。これも今回また有田市のほうで、若干土砂を出すという計画でありますので、この土砂を出すのについてはいろんな問題が、昔からの問題があるようでもありますけれども、やっぱりそんな問題よりか人命というのは一番大事にしていかなければならない、そういった考えから県も徐々に、ほん最近になってでありますけれども、河川の土砂を外へ出す方向で動いておりますので、今後とも護岸もそうでありますけれども、河川の浚渫<sup>しゅんせつ</sup>も県に強く要望していきたいなと思っております。

それから、火災報知機の件でありますけれども、これ5月21日、実は法的にもうつけなさいという義務化されました。それで我が町では、平成23年12月現在で約80%の家庭が設置をしてくれております。これには地域の消防団の方、あるいは区長さん等々に非常にお世話になって、残りの20%、できるだけ早く設置していただけるように、またこの地区が多いか精査をして、また消防団員とかそういう方々にお願ひして、できるだけ早く100%、火災報知機を設置してもらおうように努めていきたいと思ひます。

また、消火器の設置については、これはもう法的も何もありませんのでわかりませんが、各区とか区長さんとか消防団員、これも協力してもらって、各家庭に設置するようにもう一回啓発に努めたいなと思ひます。

それから、非常に大事な自主防災組織でありますけれども、現在、町内65地区60団体が組織をしてくれております。今、区の数にしましては107区あります。その中には、ちょっともう過疎化が進んで、1つの区ではできないということもあるようですので、こういうところについては周辺の区と協力をして話し合っただいて、自主防災組織を早く立ち上げていただくように一層働きかけをこれからも強めていきたいなと思ひます。自主防災組織の訓練につきましては、本年度は16団体から訓練実施の報告がありました。町としましては、この訓練をしていただけたところには消防署員、それから町の職員も積極的に参加をしてその支援を行っているところであります。今後ともそういった方向で必ず年に1回、すべての防災組織に訓練を行っていただくように指導をしていきたいと思ひます。

それから、消火及び避難訓練についてでありますけれども、公共施設のうち学校及び保育所、これはもう年1回必ず行ってますけれども、庁舎等については、アレック、それからきびドームについてはやっておりますけれども、ここの庁舎についてはまだ実施しておりませんので、今後町民の方々が安心して来庁していただけるように、ま

た安心して生活していただけるように訓練を実施していきたいと思っています。

以上です。

○議長（新家 弘）

ほかに答弁はありませんか。

9番、森本明君。

○9番（森本 明）

再質問いたします。

せっかく消防から消防長が出てくれてるんやさかい、これから火災シーズンになるさかいに、火災を起こさないための決意を一遍聞かせてもらいたい。

○議長（新家 弘）

消防長、前田君。

○消防長（前田英幸）

ただいまの森本議員にお答えをさせていただきます。

私ども消防組織といたしましては、24時間、住民の身体、財産を守るために一生懸命努力をしているところでございます。議員御指摘のとおり、これからは火災の週間になってきますので、私どもは今まで以上に啓発をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

以上で森本明君の一般質問を終わります。

……………通告順5番 1番（増谷 憲）……………

○議長（新家 弘）

続いて、1番、増谷憲君の一般質問を許可します。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回、3つの問題についてさせていただきます。

順次行わせていただきますが、まず最初に、来年度の予算編成方針に当たって6つの項目で伺います。

まず第1項目目の雇用創出推進計画の具体化についてであります。

有田川町雇用創出推進基金、平成23年10月末現在高が約3億6,413万円となっています。平成21年から国の緊急雇用事業等が実施されてきたわけですが、今年度で終了となります。国のほうでは引き続き継続させる意向もあるようですが、正式に決まっておりません。それで、この緊急雇用事業の後を受けて実施できるようにと国からおりてきたのがこの基金であります。当初、使い道が具体化されなかったのが、基金に積み立てて計画書を作成しました。計画書では、雇用を創出または確保することにより、町内の定住促進及び地域の活性化を図ることが目的となってい

ます。対象となる事業は、以下の3つの項目で毎年十分効果が見込まれるものを選択し、決定するとなっています。

1つは、町において主に雇用対策等を目的として実施している各施設の運営事業として、町有の観光関連施設の運営事業、町有の物産販売施設の運営事業、その他町有施設の管理運営事業となっています。

2つ目は、県の雇用創出基金を活用した有田川町が実施している事業、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生事業、人材育成事業となっています。

3つ目は、新たに町において雇用対策等を目的として実施する事業となっています。財源は一般財源を充当することとなっており、一般財源に不足が生じる場合には雇用創出推進基金を充当するとなっています。平成24年度実施に当たっては、既に決定しておかなければならないと思いますが、その具体化について明らかにされたいと思います。

次に、平成24年度予算編成方針の第2項目目として、子ども医療費を中学校3年生まで無料化することについてであります。平成24年度予算編成に当たる時期になっている中で、実施時期を明確にされたいと思います。

続いて、予算編成方針の第3項目目、保育の充実についてであります。

平成24年度予算編成に当たっての第3項目として取り上げるわけですが、ことしも来年度の保育所への入所の申し込みが行われていますが、昨年に引き続き1歳から2歳児までの申し込みが多くなり定員オーバーし、希望される家庭の子どもさんが入れない状況だとお聞きしています。そして、入れる家庭と入れない家庭を選別しているとお聞きします。私が聞いた段階では、1歳児で17人前後、2歳児で10人前後だと言っておられましたが、他町への広域保育も含めて希望どおり入れるようになっているかお聞きします。

次に、正規保育士の増員について伺います。ことしの7月末の正規保育士と非常勤・臨時保育士の割合を見ますと、藤並保育所で46%が正規保育士、田殿保育所は58%、御霊保育所では54%、吉備中央保育所は47%、金屋第一保育所は47%、金屋第二保育所では50%、金屋第三保育所は43%、清水保育所は67%、これらの保育所の合計の平均は50%が正規保育士となっています。これは、明らかに正規保育士で補充しなければならないのに、非常勤や臨時で対応していることとなります。公的保育の場としていかなものかと思いますが、このようになっているのは町の集中改革プランで人件費の削減・抑制をうたっているからであります。幾ら免許を持っているとはいえ、正規保育士と非常勤保育士では同じ仕事をしていても給料等で当然差がついてきますし、不安定雇用になり、職員のモチベーションにもかかわってまいります。中には、非常勤保育士に担任を持ってもらわないと対応できない保育所も幾つかあると聞いております。また、金屋第一保育所では、ことし初めて1歳児10人を受け入れてくれていますが、体制上心配するところがあるとお聞きしました。行

政が官製ワーキングプアをつくってはなりません。正規雇用の拡大、若者定住の視点からも正規保育士で対応すべきではないでしょうか。

次に、第1問の第4項目目の森づくり基金の活用についてであります。

森づくり基金は、今年度末で5年間の期間が終わってしまいます。5年間でどのような事業が行われて、どのような実績と効果があったのか明確にされる必要があると思いますが、和歌山県では来年度以降も延長されるということもお聞きしています。この5年間の実績を踏まえて、本当に森林整備に必要な事業に充てられるべきだと思います。そこで、隣家などからいつも切望される切り捨て間伐や搬出間伐、作業道の整備に一層使えるよう、この事業を活用するべきではありませんか。今度の計画には、間伐もできるようなことをお聞きしていますがいかがでしょうか。

次に、第1問の第5項目目、第5期保健事業の保険料の基準と基準額の抑制、そして要支援1・2の予防給付は引き続き受けられるかという問題であります。

今、第5期の3年間の事業計画の策定や介護保険料の見直しが行われています。現在、介護保険料の基準額は4,000円、そして最低が2,000円、最高6,000円となっております。これは月額であります。問題は本人が非課税であれば基準額以下の2,000円や3,000円になりますけれども、世帯の中に課税される方が1人でもあれば、自動的に基準額の4,000円になってしまいます。ですから、見直しで基準額がどのくらいになり、負担がふえるか心配しています。基準額の試算は幾らになっているのか示していただきたいと思います。

また、給付サービスで要支援1・2の事業、介護予防サービス給付や介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修、高額介護予防サービス、特定入所者介護予防サービスなどは総合事業を移行せず、引き続いて受けられるかどうか示していただきたいと思います。

次に、第1問の6項目目、国保税1世帯当たり1万円の引き下げと一部負担金の拡充についてであります。

国保税の引き下げについても、これまで何回か取り上げさせていただきました。再度国保税の1世帯1万円の引き下げを求めたいと思います。例えば、世帯ごとに課税される医療分の平等割額2万8,800円を1万円引き下げ、1万8,800円にしてはいかがでしょうか。町長は、ことしの6月議会の質問に対してこのように答弁しています。「平成23年度、税収は好転する」と。「それでも多額の取り崩しが必要な状況には変わりない。また、後期高齢者医療制度もどうなるか不透明である。このような中で有田川町の国保財政を安定したものにするためには、もう少し見きわめた上で検討したい。」と答えています。さらに国保運営協議会で、「医療体制のことや流行病のことを考えて、基金を積んでおかなければならない。町民の健康が一番大事。国保運営協議会で検討してもらいたい。」と答えています。しかし、これらの課題に前回の6月議会で私が指摘したことで十分対応できると思いますし、再度1世帯1万

円の引き下げを求めたいと思います。

そして、一部負担金制度についても伺いますが、国民健康保険法第44条第1項の規定にもあります、生活が苦しくて医療費の支払いが困難な世帯に、病院の窓口で3割などの自己負担分を軽減したり徴収の猶予がされるというものであります。しかし、いずれも最大6カ月間しか受けられず、減免は制度を受ける方の収入が生活保護法の生活保護基準以下であり、預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯となっていたり、徴収猶予の場合、国保税を1年以上滞納していると受けられません。ですから、要綱をつくってから1年経過しておりますけれども、実績がないのは当たり前ではないでしょうか。要綱の生活保護基準を緩和すべきだと思いますがいかがでしょうか。

次に、2つ目の問題に移ります。公共交通の整備についてであります。

平成23年度、町の目標管理シート、課別組織目標があります。この企画財政課の管理シートには、公共交通の未整備地域や交通不便地域の解消を図るために、平成23年度中にコミュニティーバス、観光施設巡回バス、路線バス等の運行について検討、見直しを行い、住民生活の重要な課題となっている公共交通について検討し、見直しを行う。そしてコミュニティーバス、路線バスを中心としたアンケート調査を実施、分析により、具体的な改善方法を打ち出すとなっています。既に清水と金屋ではアンケートを回収し、まとまっているのではないかと推察いたしますが、集約状況からの特徴についての説明を求めたいと思います。

第2点目に、アンケート調査の結果を踏まえ、今後、総合的な運行形態をどのように具体化されるのか御答弁を求めます。

第3点目に、観光施設巡回バスの問題ですが、先ほど同僚議員が取り上げましたので、私は次のことについてだけ伺っておきたいと思います。この事業も今年度で一応期限が切れますが、来年度以降も1台の運行を考えるとということで町長は答弁されました。そういうことを受けて、この運行上についての財源の問題と、運行については業者に引き続いて委託されていかれるのかどうか、この点だけお答えをいただきたいと思います。

第4点目として、民間の路線バスであります。清水からかつらぎ町花園への運行回数を減らしてまいりました。それで、安諦地区からの利用が不便になったとお聞きしております。例えば、安諦地区から清水へ買い物に来て、再び安諦へ帰ろうと思っても、何時間も待たないと帰る便がありません。清水－花園間の増便対策もあわせて求めたいと思いますがいかがでしょうか。

第5点目として、NPO法人をつくって、楠本、沼、遠井地域の会員に有償で運行するサービスが始まるとお聞きしてはいますけれども、その計画の具体化はどこまで進んでいるのかお答えいただきたいと思います。

次に、最後の質問に移ります。職員の健康管理についてであります。

1988年の段階で、労働大臣指針で、当時ですけれども、最近のOA機器等の導

入や職場環境に不適應のためストレスの発症も見られ、労働者の心の健康問題も重視しなければならないとしています。労働者のすべてが心身両面にわたって健康で、その能力を十分に発揮できる職場環境をつくり、労働災害の発生を防止することが重要だと指摘しています。

毎日新聞12月5日号にはこんな記事が載っていました。厚生労働省や警察庁によると、うつ病などを含む気分障害の患者は増加を続け、08年に初めて100万人を突破し、98年以降、年3万人を超える自殺の約4割は気分障害が関連しているとみられています。背景には、職場での成果主義の導入や雇用の不安定化による職場環境の悪化、貧困率の増加などさまざまな要因が指摘されていますと書いておられました。そして、日本精神学会などは、うつ病をがん、心臓病と並ぶ3大疾患と位置づけ、国民病として対策に力を入れるよう求めています。私はこの間、あつてはならないことが起きてしまったり合併後の早期退職が多いことや、年休や休日出勤は代休で補うとなっていますが、年休も十分とれない中で職員の健康管理が十分保たれているのかたいへん心配するわけです。それで、改めて幾つかの点を確認しておきたいと思います。

まず最初に、合併後6年目を迎えておりますが、毎年早期退職者があるわけでありましたが、平成19年3月から23年3月までの間に、定年までにあと何年残して退職したかを見ますと、1年残して退職が7人、2年残してが2人、3年残してが4人、4年残して1人、5年から10年残して1人となっています。そして、平成23年度末で早期退職の見込みの方が7人前後おられるとお聞きしています。退職される理由は自己都合となっておりますが、本来安心して働ける環境であれば、これだけの人数の退職にならないのではないかと推察いたします。しかも経験を積んで若い職員を指導していく立場にある方がやめるということは、町にとっても大きな損失ではないかと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

第2点目に、年休や休日出勤のかわりの代休はきちんととれているのかという問題であります。平成22年度の決算では、各課ごとの残業を見ますと、水道課が一番多く、その次に社会教育課、税務課、総務課と、そしてこども教育課となっています。一時、その事業を詰めてやらなければならないこともあります。恒常的に多い課もあります。結局休みがとれず、体の体調も整えられず仕事に行かなければならないことになっていないか心配します。年休や代休は十分とれているのかお答えください。

第3点目に、労働安全衛生法に基づく健康管理に対してであります。町の安全衛生管理規定がありますけれども、その中身はどのようになっているのでしょうか。

第4点目に、メンタルヘルスについて相談できる体制が整っているのかということでもあります。ストレスにさらされ続けると、精神的な疲弊が出てまいります。そして、うつ病や適応障害などの精神疾患を発病する例もあります。そのために労働衛生の一環として心理カウンセリング体制の整備などのメンタルヘルス対策が必要となってまいります。またそのことの規定をしている根拠規定があるのかどうかお答えいただき

たいと思います。

第5点目に、精神保健福祉士や専門の主治医の配置はどのようになっているのかお答えいただきたいと思います。

第6点目として、たしか50人以上の職場には安全衛生管理者が必要で、安全衛生管理委員会を設置しなければならないとお聞きしていますが、最近、安全衛生委員会が開催されているのかどうかお聞きします。また、開催されていないとすれば、その理由もお聞かせください。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員の3項目にわたっての質問にお答えをしたいと思います。

まず、平成24年度の予算編成に当たっての雇用創出推進計画、観光関連、物産販売所、町有施設関連の具体策ということでもありますけれども。平成24年度からこの雇用創出推進基金事業というのを始めるわけなんですけれども、現在実施している県の基金事業を踏まえて、各課から今、計画案の提出を受けております。10月にヒアリングを実施して、当初予算編成に向けて実施案の取りまとめ作業を進めているところであります。実施事業につきましては、町内の環境美化、子どもの教育や町の文化振興、それから地域福祉などの分野において整理・統合しながら選定をして、現在約3億6,000万円余り積み立てしております基金を活用して、できるだけ5年間程度継続可能な計画になるように、例えばこの基金を5年間賄えるような計画を立てていく予定にしております。

それから、子どもの医療費の中学生の無料化の実施時期はということで、これも増谷議員、もう前々からこの点については熱心に御質問いただいて、やっとさせていただくことになりました。させていただくことになって、僕としてはできるだけ早い時期にという思いで進めてきました。できたら4月1日からできないかなという検討の中で、課からの説明によりますと、いろんな機械の接続、それからまた来年度からちょっと庁舎全体のシステムが変わるんで、それに合わせてやっていかなければならないということで、一応手順としては当初予算に予算はさせていただいて、前の小学生に実施したときと同じように、今のところ9月からというめどを立ててます。これも、もし範囲内で早くできるのであれば早くやらせていただきますけれども、一応今の段階では9月からということで計画をさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、保育所への入所、特にゼロ歳から2歳児、希望どおり入れるんかと、それから正規保育士の増員をというお尋ねでありますけれども、平成24年度の保育所の入所申し込みについては、1歳児、それから2歳児で23名超過をしています。超

過した児童につきましては、非常勤職員を採用し、その報告によりますと7名程度と聞いております。採用して、これに対応していきたいと考えております。

また、正規職員の増員についてでありますけれども、議員御指摘のとおり、正規職員と非常勤職員、割合が非常に超えている、それもよく承知であります。ただ、合併時の決定事項である退職職員の3割補充というのを今堅持しているところでありまして、その中でも保育士についてはもう現状維持で、最低現状維持でことしも2名採用させていただいたんですけれども、採用3割補充という合併時の評定は保育士にはもう当てはめないで、これはもう今、正規職員のほうで3割の補充しかやらないという方向に進んでます。そういうことで保育士を減らさず、現在一般職員を減らしているところでもあります。

また、平成21年度から、臨時職員やつたやつを非常勤職員ということで改正をさせていただいて雇用しているところでもあります。こんなような状況の中で正規保育士は現状が精いっぱい状況でありますので、これも御理解を賜りたいと思います。

それから、紀の国森づくり税についてのお尋ねがありました。紀の国森づくり基金事業については、平成19年度から県税の均等割に500円を上乗せして、これを基金として5年間実施したもので、ことしが最終年度となると聞いてます。県においては、さらに5年間の事業継続を予定しているとも聞いています。また、今後の事業実施に伴う市町村へのアンケート調査もあり、切り捨て間伐への適用も現在要望しているところでもあります。しかし、一方には間伐等を行う補助事業もありまして、この場合は15%の自己負担ということもあります。こうした補助事業との線引きも必要かなと考えているところでもあります。県としても、こうした点を踏まえて、24年度以降の事業を検討するというところであります。目的税として紀の国森づくり税ですので、県においてもその目的に合致する事業に取り組むものと考えますけれども、そうした中で間伐に係る補助事業の補完として森づくり基金事業が活用できるように、これからもこの基金を間伐の補完事業に組み入れてもらえるように、これからも運動をしていきたいなと思っています。

それから、平成24年度、第5期介護保険の保険料の基準額を幾らに想定しているのか、またサービス面で要支援1・2の予防給付は引き続いて受けられるのかという御質問であります。第5期の介護保険料の基準額でありますけれども、介護保険基準額については平成24年度から26年度までの3年間、これ4,700円程度予定をしております。今回は3年間の介護給付費を推計して、その数値から介護保険を決定するものであります。今後も給付費が非常に、これはもう増加すると考えております。また、24年度から第1号被保険者の負担率が20%から21%に引き上げられますので、そのことも考慮した中での保険料と御理解を願いたいと思います。24年度も基金からこの介護保険については約6,000万円ぐらい取り崩す予定にしております。それからもう1点、要支援1・2の給付については、現状と変わらず引き続いて

サービスが受けられるものと考えております。

それから、国保税1万円の引き下げについてでありますけれども、ことしの国民健康保険の会計において、9月の補正で国保税の増収見込みがありまして、基金繰入金を減額することができました。ただ、まだ8,480万円ほど基金繰り入れが今年度必要な状況であります。また、被保険者の高齢化などにより医療給付費が増大するものと見込まれております。以前申し上げましたとおり、後期高齢者も含めて高齢者の医療制度、もちろんこれも介護保険も含めてですけれども、国が25年度から後期高齢者の医療制度を廃止するんやとか、いろんな施策を打ち出しています。まだ、これはもう全然今のところ話がまだ消えてないんですけれども、一応25年度から後期高齢者の医療制度を廃止するとか、いろんな今、国で医療制度の抜本改革というのを審議中であります。このような国の方策が決まらない中で、やっぱり有田川町の国民保険を安定したものにするためには、もう少し時間をかけて今後の状況を見きわめた上で検討していきたいと考えています。

もう1点の一部負担金制度の拡充についてですけれども、医療機関等で支払う一部負担金軽減措置については、昨年12月に要綱をこしらえまして、その12月に制定した要綱により対応することとなっておりますけれども、今般の大震災により県下の市町村においてまた見直しが行われているところであります。

それから、公共交通の整備についてでありますけれども、まず第1点目に、清水地区・金屋地区のアンケートの集約状況からの特徴という御質問であります。清水地区については、自分で自由に利用できる車両がないという方のアンケート結果でありますけれども、路線バスに対する満足度は70点以上が半数以上、コミュニティーバスについては半数弱となっております。高い評価結果が出ているのかなと思ってます。しかし、路線バスに対しては、鉄道やバス同士の乗り継ぎが便利になることや運賃が安くなることが挙げられています。また、コミュニティーバスでは、運行日数をふやしてほしい、路線バスとの乗り継ぎが便利になるようにという意見が多くなっています。特に安諦地域の回答の方からは、朝夕だけでは少ない、運行本数をふやしてほしいとの意見が多く見られました。金屋地区については、同じ内容でのコミュニティーバスに対する満足度は50点未満の回答が半数弱という結果になっており、運行本数をふやすという意見が多く、次に主要施設を循環するという意見が続いています。

今回行いましたアンケート結果をもとに問題点等を精査して、地域の方にとって利用しやすい運行形態について、関係機関と協議を重ねて交通体系の改善を行っていきたいと考えております。

それから、平成24年度の観光巡回バスの運営形態というのは、これは先ほど佐々木議員に答弁をさせてもらったとおりでよろしいでしょうか。

(「財政的な問題と、それから……」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

もちろん財政的に、もうこれは今までみたいに経済対策のお金、あるいは緊急雇用の国からのお金というような、国がちょっと緊急雇用は継続するという話はあるけれど、それも決まってませんので、もちろん基金の中で運行していかなければならないと思っています。先ほど申し上げたとおり、これも含めて5年間ぐらい持続可能な方法でやっていきたいなという考えを持っております。

それから、路線バスの花園間の増便ということであります。清水から花園への路線バスの運行は、現在平日は、花園方面へ8時台に1本の後は4時前になっております。花園から下りについても、9時台の後は5時前となっているため、清水－花園間の地域の方には路線バスを通院や買い物に利用しても、帰りの便まで時間が長く、非常に不便な状況になっていることは事実であります。今回のアンケート調査の中にも御意見がございました。増便改善に向けて運行コスト等の問題も発生してきますので、これも関係機関と協議を行っていききたいなと考えております。

それから、NPO法人の運行計画の具体化はという御質問でありますけれども、NPO法人による過疎地域の有償運送事業につきましては、現在、法人設立の認可をいただけたところまでできていると聞いてます。今後は、運送開始手続を進める中で、関係機関との協議を重ね、運行実施に向けて進められることになっています。この区域には野上の大十バスかな、ここの区域もちょっと入ってるんで、後でここの協議をしなければならないということで、このことについてはもう認可をいただけたところまで今はもう進んでると聞いています。地域の方も一生懸命にやるつもりになってくれていますので、これはうまいこといくのかなという考えを持ってます。ただ、大十さんののちょっと打ち合わせというか、協議の場を設けて、これから進めていきたいなと思ってます。

それから、職員の健康管理についてのお尋ねであります。合併後、早期退職がふえているのでありますけれども、どのように考えるのかということでもあります。今年度も1年、あるいは2年を残して早期退職する方、ふえています。その際は、必ず町長室に呼んで、理由とかいろいろ、まあちょっと頑張ってもらえんのかということも声をかけさせていただいてますけれども、ほとんどが家庭の都合とか自分の都合ということでもありますので、特に職場との関係ではそんなに問題はないのかなという考えを持ってます。やめるときについては、本当に何回も町長室に来ていただいて、いろんな御意見を聞かせていただく中で、そのほとんどがもう自分の都合やということでもありますので、別に問題はないのかなという考えは持っております。

それから、年休や休日出勤のかわりに代休がきちんととれているのかという話でありますけれども、現在の年休の取得状況は、21年度、町職員で平均8.8日であります。それから、県内の町村では8.3日、全国の市区町村では10.4日という結果が出てます。代休はほとんどとれていると聞いておりますけれども、年休、代休はできるだけ取得をしていただいて、職員に十分な休養を与えるよう各課長に配慮をお

願っているところでもあります。やむなくとれない場合は、予算の範囲内で時間外勤務手当を支払う対応を、これも各課長をお願いしております。

それから、町職員の健康管理を規定している安全衛生管理規定の内容、有田川町職員安全衛生管理規定は、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するための必要な事項を決めております。

それから、4番目のメンタルヘルスについての相談できる体制と根拠規定はどうかという質問でありますけれども、平成22年度より町単独事業として、臨床心理士による相談窓口を設置しております。これはドームで週2回開催しております。また、共済組合によるストレスドックも年に数回開催されておまして、その都度職員に対して参加を促しているところでもあります。前述の相談窓口についても、現在策定作業中であります。1つは、心身の故障のおそれがある職員の対応に関する要綱、1つは職員職場復帰支援プログラムなどを盛り込みます。また現在、厚生労働省において事業者に全従業員を対象とした医師によるストレス検査の実施を義務づける労働安全衛生法改正案が協議されておりますので、その動向にも注視しながら制度・体制の整備を急ぎたいと思っております。

それから、5番目、精神保健福祉士の専門の主治医は配置されているのかという御質問でありますけれども、現在、精神保健福祉士や専門の主治医は配置しておりません。産業医を通じ、各職員の同意のもと、その職員がかかっている主治医と情報交換、共有化を図っております。

それからもう1点、安全衛生委員会の開催の有無、ないとすればその理由はということでありますけれども、合併後は安全衛生委員会は開催しておりません。その理由といたしましては、職員の安全及び健康を確保すること、また快適な職場環境の形成を促進することにつきましては、職員組合と協議する中で、快適な職場環境の実施を通じて職員の安全と健康の確保に努めているところでもあります。

また、合併後、今までにおいて心身の故障のおそれがあり、診断書の提出があった職員は4名であります。その職員一人一人への対応につきましては、直属の上司、課長及び企画財政課の人事担当者がその主治医へ直接出向き、その状況及び職場での対応策などの指導を受けているところでもあります。

それから、人事係の内部事務処理要綱として、心身の故障のおそれのある職員の対応に関する要綱、それからもう1つ、職員職場復帰支援プログラムなどをもとに、きめ細やかな対応をしております。日ごろの職員の健康管理やメンタルヘルスについても、相談や研修などの体制を強化しておりますけれども、いずれにしても職員が自発的に行動しなければなりませんので、今後は所属長や上司、同僚が職員の異常を発見し、しかも早期に発見、対応できるよう安全衛生委員会で検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新家 弘）

増谷憲君の2回目の質問を許可します。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

再度伺っていきます。

第1問の来年度の予算編成に当たっての問題ではありますが、まず保育所の希望者で、やっぱり全員入所で頑張ってくださいと、ぜひ求めておきたいと思います。ただ、正規保育士の配置の問題ですけれども、新しく2名雇うということで聞いてるんですが、その一方で園長さんが2人退職されるということで、プラスマイナス正規保育士の数はふえていないという現状で、やはり非常勤の方で対応していくということになるので、公的保育の立場から言いますと、正規保育士で対応していくということを今後求めておきたいと思います。それで、このことについては答弁結構です。

それから、介護保険の関係ですけれども、4,700円の基準額の設定ということをお聞きしました。それで、基金から6,000万円取り崩すということではありますが、昨今の経済的な事情を見ますと、本当に皆さん、生活が大変な中で国保も高まっているし、所得が減って年金も減るという状況の中で、基準額はもっと抑えるべきだと私は思います。ですから、最終的に一般会計の繰り入れも含めて、そういうふうな対応を求めておきたいと思いますが、この点について再度町長、答弁をいただけますか。

それから、国保税の問題ではありますが、先ほどいろいろ答弁していただいたわけですが、再度伺いますけれども。6月議会でも指摘した点なんですけれども、保険給付費の問題の1つは、平成18年度から22年度までの推移を見ましても、22億円から大体23億円、ずっと推移してきて大きな変化はないと。仮に伝染病など流行病がはやったら、特別な対策によって国等からの調整交付金なりで補てんされて、町は十分対応できるということでもあります。

2つ目は、基金の繰り入れ状況、先ほど町長の答弁がありましたけれども、平成18年度は約2億3,420万円繰り入れていますが、使ったのは7,499万円、約1億5,913万円を戻していると。平成19年度を見ましても、1億6,356万円予算化してあっても、このときは大体1億4,257万円使って、残りが2,000万円余りしかないんですけれども、平成20年度は8,063万円を予算化しておきながら、全額もとへ戻しています。21年度も1億476万円を予定していたのが、全部戻しています。22年度は、大体3,500万円をたしか組んであったと思うが、これも全部不用額にしていると。23年度は1億5,000万円組んであって、先ほどの答弁のとおり8,000万円ぐらい残るということではありますが、このように見てきますと、ほとんど繰り入れの予定が要らずに済んでいるということでもありますし、基金の取り崩し額の5年間の平均というのは4,351万円です。年平均当初繰入額は1億2,362万円ですから、年平均当初の基金繰入額の35%しか基金を取り崩

していない状況にあるということです。

3つ目に、基金の積み立て状況を見ましても、平成20年度に当初予算で科目設定のときに5万円を積み立てていますが、実績は何と1億4,000万円を積み立てているわけです。22年度の当初予算でも106万円余りですが、これも実績を見たら5,600万円余り組んでいると。恐らく23年度の決算も出てきますと、かなりの基金が積み立てられるんじゃないかという状況だと思います。

4つ目に、国の基金保有額の指導についてであります。直近の保険給付費の3年間の平均を出して、その5%以上を積み立てればいいと。有田川町の場合、平成20年度から22年度決算で見ますと、3年間の平均保険給付費は22億6,868万円余りですから、この5%分は約1億1,343万円。だから1億1,500万円を積み立てればよいということになります。現在、平成23年度10月末で約4億2,708万円の基金があります。平成23年5月の時点で4,751世帯、単純にこの世帯数を掛けても4,751万円、4年間取り崩しても1億9,000万円、ですから、かなり基金が残ります。だから、基金の取り崩しは十分可能だということですが、再度、町長、いかがでしょうか。

それから、一部負担金の問題ですが、この基準額の問題なんです。生保の基準額に基づいて、それ以下という設定がされていますから、例えば、こういうモデル事業で言いますと、33歳の男性、29歳の女性、4歳子どもの標準世帯の場合、生活保護の最低額は13万8,680円になります。だから、これ以下の場合でないと受けられないということになります。これでは、ほとんどの方が受けられない状態になっているのではないかと。ですから、沖縄県の豊見城市のように、生活保護基準の110%から大体130%の間で実施している市町村は多いんですけども、せめてそれぐらいの120%ぐらいの幅を広げて、ぜひ適用できるようにしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それとあわせて、この制度を知らない方が多いので、医療機関でポスターとかビラとかチラシの配布をぜひ求めたいがいかがでしょうか。生活困窮者には無料低額診療の周知徹底もあわせて図るべきだと思いますが、答弁を求めます。これが第1問の問題であります。

それから2つ目の問題ですけども、再度、公共交通の問題について、観光施設巡回バスの問題で、来年度以降はこの事業を業者へ委託されるのか、その点が答弁なかった。引き続いて業者に委託していくのか、それとも別の方法でやるのか、その点だけ答弁いただけますか。

それで、この公共交通の問題ですけども、運行形態もまだ明らかになっていないんですが、路線バスの運行のあり方、コミュニティバスのあり方、タクシーのあり方、観光施設巡回バスの運行のあり方、これらを総合的につなげる対策。そして観光施設巡回バス無料ということもあって、路線バスと同じ感覚でとらえているので不満な声

が多いのではないかと。だから路線バスやコミュニティーバスを利用しない方が8割前後と高い。だから利便性と料金の安さが問題ではないかと。そして高齢化に伴い、できるだけ近くまで来てもらって目的地まで行ける対策として、ダイヤモンドバスやタクシー制度の導入が必要でないか、また有償運行などはこれに合ったものでありますけども、民間業者との関係で合意の問題が難しい点も出てこないか、だから交通会議にもかけんとあかんと違うかなというふうに心配しておりますが、こういう方向性を持って取り組んで。例えば路線バスで言えば、藤並駅から花園駅まで運賃を1,000円以下に抑えて試験運行するとか、ダイヤモンドタクシーの試験運行をするとか、そういうことも含めて対策をとってみたいと思います。これが第2問についての再質問です。

それから最後の質問ですけども。職員の代休を取得してるかという問題なんですけども、組合の要求書とかそんなんを見させていただいたら、職場のことや仕事のことを考えたら、年休や代休をやっぱり取りづらいということを言っておられると。平成22年度からの実績をお聞きしまして出なかったわけですけども、組合の要求書では年休を取得しやすい環境づくりや、課長から取得しやすいように配慮してほしい、代休の取り扱いを周知徹底させてほしいと。現業部では、連休をとろうとすれば臨時職を雇わなければならないような難色を示したり、一人職場で休みをとろうとすれば臨時職への引き継ぎが大変らしいということで、改善を求める要求書も出ていると聞いています。

それから、3つ目の職員の健康管理の問題でありますけども、今回、組合から心の不調を訴える職員がふえているように思うと、町のほうで何らかの対策を立てるようにしてほしいという意見も出されていますので、先ほど言った要綱をぜひ早く整備されて、組合とも相談しながら整備されて対応していただきたいと思いますが、ただその場合、分限との関係がありますので、その点は十分配慮していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

まず、そういう点で再度、町長、御答弁いただけますか。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

答弁をさせていただきたいと思います。

まず、介護保険の料金設定でありますけれども、これは24年度から26年度までの給付費を推計して設定するもので、年々高齢者がふえている関係から、非常に増加するものと考えております。したがって、4,700円というのは、最低線かなという感じをしております。

それからもう一点、国保税につきまして繰入金、戻してあんのちゃんかと言うんやけど、本来の繰入金というのはとらんのが普通であって、繰入金を戻すというのは

健全な国保の運営の方法だと思っております。おっしゃるとおり、基金も何億円かありますけれども、ちょっと国の動向、あるいはこれからの医療の給付費、これ年々かなりの割合で上がってきておりますので、もう少し国の動向、あるいはそういったことを考えて、やっぱり国保会計というのはこういう安定したものでなければなりませんので、国保運営協議会というのもありますので、そこらあたりについても増谷議員の御意見を報告させていただいて、検討をしてもらいたいと思います。

それから、観光施設巡回バスの運行方法ですけれども、1台は終日走らすんか、あるいは金、土、祭日に限るんか、そこらあたり定かではありませんけれども、もう1台については、赤バス形式で民間に入札をかけていきたいなと思っております。使った費用でお支払いをするという方法で入札をかけていきたいと思っております。

それから、職員の代休については、非常に職場関係でとりにくいという職員もいることも聞いていますけれども、年休あるいは代休については、できるだけとるように課長に強くお願いをしているところであります。年休、代休というのは職員に与えられた権利でありますし、十分な休養を与えるということで目的を持ってますので、年休、代休につきましては今後、全部とれるようにくふうをしていってほしいなと思っております。そういう点で、今度は部課制になって、その部がまとまってきますので、ある程度その代休をとるかわりの要員というのも余剰として上がってくるん違うかなと思っております。

○議長（新家 弘）

住民課長、橘君。

○住民課長（橘 伸二）

基本的には町長が答弁したとおり、ただいま県下の災害があったことにより見直しが進められているところでございます。その中で今、増谷議員の指摘のあった基準ですけれども、基準のあたりにつきましては、どうしても基準というもの、要綱というか、補助制度というのは基準がどうしても必要になってきまして、そこでのどこへ線を入れるかというところになるかと思うんですけれども、ただいま緩和措置というか、基準の何割ぐらいまでだったらどのぐらいというあたりの要綱の整理も含めて、ただいま県下で一斉に今、見直しを進めているところでございます。

○議長（新家 弘）

増谷憲君の3回目の質問を許可します。

○1番（増谷 憲）

3回目の質問をさせていただきます。

最後の一部負担金の制度について、もう一度質問させていただきます。

先ほどの課長の答弁で、全国で大きな災害で見直しされてるということに基づいての改正されるという話なんですけれども、この災害との関係の場合は、徴収の猶予の場合だけなんですよね。医療費の減免には、これは入ってないんですよ、ね、そうでし

よう。課長、違いますか。

○議長（新家 弘）

それではよろしゅうございますか、増谷君。ちょっと暫時休憩……

（発言する者あり）

続行します。

住民課長、橘君。返事を自席で。

○住民課長（橘 伸二）

そうです。減免につきましては、生活保護基準のそうです、それになってます。それも含めて、今、見直しを進めております。そして先ほどの災害……

（発言する者あり）

以上です。

○議長（新家 弘）

1 番、増谷君。

○1 番（増谷 憲）

再度確認されましたので質問しますけども、徴収猶予と医療費の減免とは種類が違うということで明らかになりました。それで、私が先ほどから言ってるのは、医療費の減免のことについて中心に説明したわけです。ですから、これは生保の基準以下の場合になっていますので、この基準では余りにもひどいじゃないかと、だから生保基準の1.2倍、1.3倍ということで求めたということなんです。ぜひこれは県にも言っていていただいて対応を求めたいと思います。

それで、この制度の場合、第8条に、町長が場合によっては定めることもできるという文言も入ってるんです。町長の姿勢もたいへん重要になってくるので、町長、わかりますか。だから、町長のイニシアチブを発揮して、ぜひ求めておきたいと思えます。

先ほど答弁がなかったんで、再度問いますけども、この制度が知られていないということを感じます。ですから、郡内、町内の医療機関に一部負担金制度があるということを知りやすく説明する物をつくって、医療機関が置いてほしいと、これは低額無料診療も含めて。低額無料診療は、今、済生会病院と和歌山の生協病院で実施されています。この点について明確にさせていただいて、私の質問を終わります。

○議長（新家 弘）

住民課長、橘君。

○住民課長（橘 伸二）

先ほどの答弁で抜けておりました。

医療機関のほうへ、またポスター等をつくって周知できるようにしたいというふうに思います。

○議長（新家 弘）

ほかに補足説明はございませんか。

それでは、以上で増谷憲君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 14時43分

再開 15時00分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

……………通告順6番 2番（堀江眞智子）……………

○議長（新家 弘）

再開いたします。

2番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

そして、まず最初に、きょうの朝は体調の都合上から欠席をさせていただきまして、申しわけありませんでした。それでは一般質問をさせていただきます。社会教育について3点と、スクールバスの運行について質問をさせていただきます。

社会教育法では、社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」と定義をされています。そして、自治体の任務を、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に則する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」とし、任務を遂行することに当たって、「国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする」となっていました。平成20年には、「社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」ということが追加されました。

町教育委員会は、社会教育に関する事務として、「講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること」、「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること」、「音楽・演劇・美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること」、「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」などと挙

げています。

社会教育法を踏まえ、有田川町内の文化を未来につなげるための方策についてお尋ねします。

有田川町には、国の重要無形民俗文化財である杉野原の御田の舞、県指定無形民俗文化財である久野原の御田、城山神社の二川歌舞伎など、歴史的にも重要な文化財が現存しています。ほかにも地域ごとにさまざまな文化的遺産が残されていると思います。このような文化的遺産は、地域の努力だけで残していくのではなく、町を挙げて残すための方策が求められていると思いますが、現在の状況及び今後検討していかなければならないことについて明らかにしていただきたいと思います。

2番目に、地域の中で教育的な役割を果たしていただける方を見出すとともに、活躍の場をどうつくり出していくのかについてお尋ねします。

先日、絵画教室に行けなかった子どもたちの指導をお願いされたある方から、頑張っただけの子どもたちの作品をどこかに展示したいと思っても、適当な場所がないという話を伺いました。この方は教育委員会に展示場所を提供してほしいと申し出て、教育委員会は文化祭に展示することを勧めたそうですが、もっと日常的に利用できる展示場を公民館などに設置してはいかがでしょうか。また、有田川町内には芸術など教育的な役割を持っておられる方が居住されていると思います。そのような方々を把握されているのでしょうか。同時に、そのような方々にどのような場で活躍をしていただこうと考えておられるのでしょうか。お隣の湯浅町では、湯浅の芸術家たち展を実施しているとお聞きしました。さまざまな分野の芸術家の方々に御協力をいただき、展覧会が開催できればたいへんすばらしいと思います。ぜひ有田川町でも実施を検討していただきたいと思います。

3つ目に、木のおもちゃや絵本を使った子育て支援の場をどうするのかについてお聞きいたします。

有田川町では、木のおもちゃを使った子育て支援を行おうとして、県よりの全額補助を活用して取り組んでおられると聞いています。このことについて、具体的にどの場所を利用して事業を展開していこうと考えているのか、また効果的な子育て支援として、おもちゃ単独ではなく複合的に支援策を講じていく必要があると考えますが、その点をお伺いいたします。ちなみに、金屋図書館は児童・幼児用の書籍充実を図り、読み聞かせなどの事業もあわせて行っていることにより、利用者が大きくふえたと伺っております。今回、新金屋庁舎の完成により金屋文化保健センターの中に教育委員会が入っていたスペースがあくと思いますが、同じ建物に入っていることもあり、そこを利用できないもののでしょうか。雨のときなど若いお母さん方と乳幼児が安心して遊べるスペースをつくっていくことは、子育て支援と町を明るく元気にしていく上で重要なことと考えますがいかがでしょうか。

また、絵本についての取り組みも行われていると聞いていますが、子育て支援とし

て絵本をどうとらえて、どんな取り組みをしていこうと考えているのかについても具体的にお答えをいただきたいと思います。

子育ては、町の大きな課題です。少子高齢化の中にあって、子どもが安心して育てられる環境づくりを行っていくことは、今後の有田川町の未来がかかっていると言ってもよいと思います。子どもの豊かな成長にとって、絵本やおもちゃを活用するという着眼点は非常にいいことだと考えていますが、より効果的に行うようお願いをしたいと思質問いたします。

2番目に、スクールバスの運行についてお伺いをいたします。

清水地域のスクールバスの運転手さんたちは、子どもたちの通学の安全を重視するとともに、保護者の思いを受けとめながら子どもたちが楽しく通学できるように取り組んでくれています。そのため、学校及び子ども、保護者から支持をされ、スクールバスの運行を通して学校教育への信頼を勝ち取っていると言っても過言ではありません。要するに、この地域のスクールバス運行は、運行業務そのものが教育的で、子どもや保護者とのかわりなしでは考えられないと思っています。しかし、民間委託によるスクールバスの運行は、教育委員会が業者にスクールバスの運行を委託し、委託された業者が責任を持って運行を指示するようになります。つまり、民間委託では今述べたように清水地域での運行業務のような教育的対応が許されません。学校や保護者の思いを受けとめるようなことがあれば、偽装請負の疑いが生じることになります。本来、教育的な対応が求められるスクールバスの運行に関しては、町が直接雇用し、子どもや保護者から支持されている運転手さんたちの教育的な対応が継続されるようにすべきだと考えます。

県立の支援学校では、スクールバスの介助添乗員が民間委託をされましたが、子どものかかわりの中で偽装請負の疑いがあるということで直接雇用に変更されました。偽装請負そのものは法違反です。このことが社会問題化したのは、2006年7月末から朝日新聞が偽装請負の実態を報道したことによります。私は、スクールバス運行を民間委託することは、運行業務の内容を見れば偽装請負の疑いがあると言わざるを得ないと思います。最も法の遵守が求められる行政が、どこの業者が落札したとしても偽装請負の疑いがあるような業務を委託することは賢明ではないと思います。清水地域のスクールバス運行業務について実態を正確に調査し、労働基準監督署に問い合わせてみてはいかがでしょうか。委託を決定した後で偽装請負の疑いがあるようなことが明らかになれば、町にとってもゆゆしき問題となります。私はこの際、スクールバス運行業務を町の直接雇用に切りかえることを要望いたします。

さきにも述べましたが、スクールバス運行は単純な運転業務ではなく、その時々適切な対応が求められる教育的な運行業務ですから、町が直接雇用すべき業務内容なのです。特に清水地域は子どもの減少が激しく、引き続き統合問題を検討していかなければならないことは明らかです。ゆえに、通学に密接にかかわるスクールバス運

行は、子どもも保護者もたいへん関心が高いと想像されます。今以上に教育的な運行が求められることは必至です。だからこそ、来年3月の業務委託期間終了に関して町の直接雇用にかきかえることを検討されることを強く要望して、1回目の質問を終わります。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目、地域の文化を未来へ、どんなにしてつなげていくんという御質問でありますけれども、有田川町には古くから伝承されている無形文化財が多く存在しております。議員御指摘のとおり、御田の舞、二川歌舞伎、そして粟生のおも講と堂徒式、これは代表的なものであります。近年は、いずれも後継者というか、それを継承していく人がだんだんと少なくなってきた、存続の危機にあると言っても過言ではないと思います。

また、無形文化財に指定されているような行事だけではなく、この地域においてはみこし、あるいは獅子舞等々も地域に根差した行事ですけれども、これも継承するのは難しいという状況になってきております。これは、もちろん少子高齢化や過疎化によって伝統を受け継ぐ次世代が地域にいないということが最も大きな原因と思われるけれども、また文化の伝統という意識が非常に希薄になってきている面もあるん違うんかなという考えを持っています。

少子化の波や過疎化による原因については、地域の人たちが幾ら努力しても、これは解決のできない部分もたくさんあると思います。貴重な文化遺産存続のため継承者をつくっていくことは、地域のみならず我が町の今後の重要な課題であるということをご認識しております。まず、文化財として重要性を内外にアピールすることが大切であると考えています。この方策としましての例ですけれども、アレックにおいて実は御田の舞についての企画展を開催させていただきました。マスコミや報道をお願いして、広報活動により観客の増加が見られたと聞いております。内外にアピールでき、文化財としての認知度が上がったという実績もあります。このように重要な文化財の存続を広く認識してもらうことが、未来につなげていく第一歩であると考えています。

また、実際的に文化の火を消さないようにするためには、地域の方々と密接な協議というようなバックアップ体制を組むことが重要だと考えます。まず現在、文化伝承にかかわっている地域の方々への支援と協力、そして地域が望む伝承のあり方というのを十分把握して、行政としての支援のあり方を検討しなければならないと考えています。文化とは、地域に根差したものであり、地域の考え方が最重要であると思います。地域の方々と継承への思いの同一化を図り、町ぐるみの対応はもちろんのこと、場合によってはNPOやボランティア等の連携も検討しなければならないであろうと

も考えています。町としましては、地域の重要な文化の火を消すことなく価値の高い文化財の存続を図るために、地域の方々とともに具体策を検討していきたいと考えています。これやっばり今までずっと地域の方が守ってきてくれた文化であるんで、まずは地域の方々が、こっちからもうぱっと全部乗り込んでいくんじやなしに、地域の方々の御意見も聞かせてもらって、町がどれだけそのことについてバックアップできるかということが一番大事なことになってきますんで、せっかく何百年も続いた御田の舞、貴重なそういうもんでありますんで、今後とも地域の方々と、これもそんなに時間的に余裕ないと思います。もうあと20年先でええわ、30年先でええわというような問題でありませんで、できるだけ早い時期に地域のそうした伝承してくれる方々と協議を重ねて、その中で町がどれだけバックアップできるんか、そこらあたりの方策を今後考えて、できるだけその文化の火を絶やさないような方向で、協議を重ねながら進めていきたいなと思います。

それから、地域の中で教育的な役割を果たす人をどう掘り起こし、活躍の場をつくっていくかという御質問でありますけれども、有田川町では社会教育の取り組みの中の一分野として文化、芸術、そして芸能などさまざまな教室や講座を開講し、文化の薫り高いまちづくりというのを現在行っているところでもあります。その中で、習い学ぶだけではなく、同時に発表の場をつくっていくことは大きな柱でもありまして、発表の場としましては文化祭や芸能発表会、また町内各所の社会教育施設での展示会なども行っているところでもあります。今後とも展示場所として公民館やきびドーム、アレック、金屋文化保健センターや清水文化センターなどを積極的に開放して、多くの方々に広く発表の場を提供していきたいと考えているところでもあります。

次に、町内の芸術などの教育的な役割を担っている方々の存在についてでありますけれども、町内にはギャラリーやアトリエを持っておられる彫刻家、洋画、陶芸家など芸術家の方や音楽家の方もいらっしゃいますし、狩野派の流れをくむ日本画家の方も有田川町には大きな御縁がありまして、たびたび訪れてくれております。そんな中で、当地に在住やゆかりのある芸術家の方々には御縁を活用させていただいて、作品の展覧会やコンサートに御協力をいただいています。また、芸術に触れる機会をつくったりと活躍をしていただいているところでもあります。今後とも御協力、御支援を賜りまして、文化の町・有田川町としての付加価値を高めていきたいと考えているところでもあります。

それからもう1点、木のおもちゃ、絵本を使った子育て支援の場をどうするのかという話であります。子育て支援については、県より100%補助金をいただきまして、子どもの発達段階に合わせたおもちゃによる子育て支援を現在進めているところでもあります。知的好奇心を促進し、木のぬくもりを感じるおもちゃとして積み木を主に使い、おもちゃアドバイザーの資格を有する者が指導に当たり、子育て支援を行います。場所については、社会教育施設などを使用する予定でありますけれども、常設のみな

らず必要や希望により設置場所の巡回も考えております。現在は試行としてアレックに積み木の一部を置いて、児童幼児が遊ぶ様子や遊び方を研究しているところであります。また、各保育所においても、これは県の事業で有田川の木材加工センターで積み木をこしらえていただいて、毎年、各保育所に配っているところであります。

また、おもちゃだけではなく、複合的に機能する子育て支援を行うようにとのことですけれども、議員御指摘の児童・幼児書の充実した金屋図書館と連携して運用していくことは必要だと認識しております。場所の有効利用を考えていきたいと思っております。何年か前に金屋図書館、実は文化センターの2階にあるんですけれども、これ広くしていただきました。現在は非常に、それ以後、多くの方々が利用をしてくれていると聞いています。やっぱりこういう施設については、来てもらってこそ価値が生まれてくる、あるいは経費的な要素も生まれてくるので、今後そこら辺も善処しながら、金屋図書館と金屋文化保健センターのスペースをお借りして使えるか、検討をしていきたいと思っております。

また、絵本による子育て支援についてであります。子どもの創造性や知的好奇心を育成し、親子のきずなを深める子育てアイテムとして絵本に着目し、絵本による子育て支援と新たなまちづくりを目指しているところです。絵本に触れる機会をつくる読み聞かせや、子どもたちが利用しやすく保護者とともに楽しみながら子育て支援ができるための施設として、駅美術館の開館や読書相談、絵本の選び方や利用の仕方など支援も行っています。絵本は、親と子を結ぶかけ橋であり、絵本を読んであげることによって親子のきずなも深まります。絵本コンクールなども行うことにより、絵本の町としても全国にアピールし、子育ての支援と町の活性化を図っていきたいと考えてます。

スクールバスの運行についてでありますけれども、学校のほうのスクールバスにつきましては、21年度から運行業務を委託するバス事業者の選定については入札になりました。契約期間は23年度までの3年契約となっています。スクールバスは、遠距離の児童生徒を地域から学校まで、通学の安全確保と保護者の負担軽減を目的として、清水地区、金屋地区において運行を委託しております。

議員お尋ねの偽装請負というのは、バスの運転手さんが直接、委託業者から連絡を受けずに学校から指示を受けることを言っておられるんだと思います。ただ、緊急時においては、直接運転手さんに学校から連絡する場合もあると聞いております。御提案いただきました契約方法で町が直接運営するとなると、非常勤にしましても広報等で広く募集していかなければなりません。また、運転手が休む場合も、代がえの職員が必要になってきております。清水地区については、この前も入札業者にお願いしたんですけれども、とにかく清水地域に詳しい方を雇ってくれということで、現在もバスの運行については、現に清水地域の方が働いてくれていると聞いております。

それで、24年度の運行につきましては、より詳細な運行管理マニュアルの作成や

緊急時の対応を含めて高度な安全確保に努めて、前回同様、町内バス事業者において入札を実施したいと考えております。また、落札した業者には、地元雇用をできるだけしていただくようお願いをしたいなどこのように考えております。

以上です。

○議長（新家 弘）

補足答弁はございませんか。

堀江眞智子君の2回目の質問を許可します。

○2番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

社会教育については、1つ目の部分で、地域の重要な文化の火を消すことなく、いつでも町がバックアップするという姿勢をぜひ地域の皆さんに知らせていただき、まず町内の方々にもこういう行事があるということを知っていただくことが大切だと思います。このことについて、もう答弁は要りません。

また次の質問については、今、答弁をいただいたんですけれども、皆さんに展示してもらえそうな、広報を出すというような、この期間からこの期間、展示できますよというようなことを皆さんに広く知ってもらって、いつでもそういう展示ができるということを知らせていっていただきたいなと思います。

あと、子育て支援、積み木については、ぜひこの答弁、金屋の図書館の横の教育委員会のあいた場所で使ってもらえるということは、もう私はとてもすばらしいことだと思います。以前から雨の日に子どもたちの遊び場がないということで、若いお母さん方にお話を聞いておりましたので、この木のおもちゃを使って雨の日に遊ぶのは本当にいいことだと思っています。もし金屋でできないというのであれば、いつでもきび会館の中でできることはしていただきたいなと思っています。

そして、スクールバスについて再質問をさせていただきます。

私は、これはどこの業者がとっても、そういう問題が出てくると思うんです。今のところが悪いというわけではありません。また、町にしましても、管理委託費は業者が必ず何%か取るわけでしょうし、町直接雇用にすれば、その分の費用が必ず減るでしょう。車もガソリンも何もかも町持ちの中で何のデメリットもないと思いますし、先ほども述べましたように、労働局や県に問い合わせをして、しっかりとしたコンプライアンスを形成していただきたいなと思います。法の遵守は、行政はしていかなければならないと思います。このような形で民間委託をすることは、入札した業者に対しても迷惑がかかるということになりかねません。このことを、もう一度答弁していただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員にお答えを申し上げます。

町長と同じような答弁になるんですけども、24年度からの運行につきましては、詳細あるいはいろんな面につきまして細かなマニュアルの作成をいたしまして、高度な安全確保に努めて対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

堀江眞智子君の3回目の質問を許可します。

○2番（堀江眞智子）

おもちゃの子育て支援については、その場所、必ず金屋の図書館の隣の空き部屋でしていただきたいというふうに思いますが、本当に先ほども言いましたように、できなければきび会館も使っていただきたいというふうに思います。またこの答弁は後でお願いします。

それから、スクールバスの運行についてですけれども、もちろん町長も教育委員会も誠意を持って説明をしてくれていると思うんですけども、やっぱり法を遵守しなければならないという行政が、こういう問題が出てきたということを受けとめなければならないと思うんです。ぜひ県と労働基準局の話聞いて、その上で検討していただきたいというふうにお願いをしたいんですけども、そこについて答弁をいただけますでしょうか。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず図書館の件ですけれども、今、教育委員会等々入っているところがあいてますんで、そこを何とか利用できるかできんのか、それは協議中であります。

それから、スクールバスにつきましては、一遍県のほうにも問い合わせはさせていただきましたけれども、今までも金屋地域でやってきて、あんまり何の問題もなかったのかなというふうに考えてますんで、先ほど答弁させていただいたように、よりきめ細かにやっていくような運行計画というのを作成して、24年度から3年間は現行のままで行っていきたいと思います。

○議長（新家 弘）

以上で堀江眞智子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

……………日程第2 議案第99号……………

○議長（新家 弘）

日程第2、議案第99号、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設体験作業棟条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、ただいま上程をさせていただきました議案第99号の提案理由を説明させていただきます。

議案第99号は、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設体験作業棟条例の制定についてであります。

本条例は、農山漁村活性化支援プロジェクト交付金事業により、有田川町大字清水1218番地1に、紙すき・わら細工等の体験施設8棟、延べ床面積317.77平米の新設整備を行うため、本条例を制定するものであります。これに伴いまして、有田川町高齢者生産活動センター条例については廃止するものであります。

以上で追加議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（新家 弘）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第99号は提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思います。

なお、次回の本会議は、12月20日火曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 15時36分